

2023年8月29日

株式会社ジャニーズ事務所 御中

調査報告書 (公表版)

外部専門家による再発防止特別チーム

林 真琴

飛鳥井 望

齋 藤 梓

【目次】

第1 本件調査の概要.....	1
1 本件調査の経緯.....	1
2 特別チームの構成	1
3 本件調査の目的.....	1
4 本件調査の内容.....	2
(1) 関係資料の精査	2
(2) ヒアリング	2
(3) 専用窓口の設置及び「心のケア相談窓口」との連携.....	2
5 留保事項.....	3
第2 事実関係	4
1 ジャニーズ事務所の沿革	4
(1) ジャニーズ事務所の沿革.....	4
(2) 会社情報.....	5
(3) 関連会社.....	5
2 ジャニーズ事務所の体制	6
(1) ジャニー氏の下での体制.....	6
(2) ジュリー氏の下での体制.....	13
3 性加害.....	19
(1) ヒアリング結果	19
(2) 性加害の概要	21
(3) 性加害の影響	24
(4) 性加害に関する認識	26
(5) その他	29
4 ジャニーズ事務所の対応	29
(1) 過去の訴訟と暴露本の出版	29
(2) 1999 年の週刊文春の特集	30
(3) 損害賠償請求	32

(4) ジュリー氏体制における対応	34
(5) 2022 年の BBC の取材の対応	35
(6) 2023 年の対応	37
第 3 本事案の原因	42
1 ジャニー氏の性嗜好異常	42
2 メリー氏による放置と隠蔽	43
3 ジャニーズ事務所の不作為	44
4 被害の潜在化を招いた関係性における権力構造	44
第 4 本事案の背景	47
1 同族経営の弊害	47
2 ジャニーズ Jr. に対するずさんな管理体制	48
3 ガバナンスの脆弱性	48
(1) 取締役会の機能不全と各取締役の監視・監督義務の懈怠	48
(2) 内部監査部門の不存在	50
(3) 基本的な社内規程の欠如	51
(4) 内部通報制度の不十分さ	51
(5) ハラスメントに関する不十分な研修	52
4 マスメディアの沈黙	52
5 業界の問題	53
第 5 再発防止策	55
1 本事案の本質	55
2 ジャニーズ事務所がとるべき基本的対応	56
(1) ジャニー氏の性加害を受けた被害者の声	56
(2) ジャニーズ事務所がとるべき対応	58
3 被害者の救済措置制度	59
4 人権方針の策定と実施	59
5 研修の充実	61
(1) 人権尊重に関する研修	61

(2) 性加害の問題に関する研修	61
(3) ハラスメントに関する研修	61
(4) ジャニーズ事務所のタレント（ジャニーズ Jr. を含む）への研修	62
6 ガバナンスの強化	62
(1) ジュリー氏の代表取締役社長辞任と同族経営の弊害の防止	63
(2) 取締役会の活性化	63
(3) 社外取締役の活用	63
(4) 内部監査室の設置	64
(5) 基本的な社内規程の整備	64
(6) 内部通報制度の活性化	64
(7) 相談先の拡充とアドボケイトの配置	64
7 CCO の設置	65
8 メディアとのエンゲージメント（対話）	65
9 再発防止策の実現度のモニタリングとその公表	66
第 6 結語	67

第1 本件調査の概要

1 本件調査の経緯

2023年3月18日、イギリスの公共放送局BBCが、ドキュメンタリー動画「J-Popの捕食者 秘められたスキャンダル」（“Predator: The Secret Scandal of J-Pop”）と題する番組を日本で配信し、株式会社ジャニーズ事務所（以下「ジャニーズ事務所」という。）在籍時に、ジャニーズ事務所の代表取締役社長であったジャニー喜多川氏（以下「ジャニー氏」という。）による性加害を受けたという男性の証言等を紹介するなどしてジャニー氏による性加害に関する疑惑を報道した。

同年4月12日、元ジャニーズJr.であるカウアン・オカモト氏（以下「オカモト氏」という。）が日本外国特派員協会で記者会見を行い、ジャニーズJr.として在籍していた期間に複数回にわたりジャニー氏による性加害を受けた旨を訴え、それを契機として、ジャニー氏の性加害が日本の報道機関で取り上げられるようになった。

同年5月5日、オカモト氏とジャニーズ事務所代表取締役社長の藤島ジュリー景子氏（以下「ジュリー氏」という。）との面談が実施された。

同月14日、ジュリー氏が、ジャニー氏による性加害に関するジャニーズ事務所の見解と今後の対応を説明する動画（「故ジャニー喜多川による性加害問題について当社の見解と対応」）をジャニーズ事務所のサイトで公表した¹。

こうした状況を受け、ジャニーズ事務所は、同月26日、弁護士、精神科医及び臨床心理士の3名から構成される「外部専門家による再発防止特別チーム」（以下「特別チーム」という。）を組成した²。

2 特別チームの構成

特別チームの構成は、座長の林眞琴（弁護士）、飛鳥井望（精神科医）、齋藤梓（臨床心理士）であり³、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の弁護士6名が調査補助者として特別チームの事務局を務めた。

3 本件調査の目的

本件調査は、ジャニーズ事務所の過去の対応にどのような問題があったのかを厳正に検証し、検証結果を踏まえて、ジャニーズ事務所のガバナンス上の問題に関する再発防止策を提言し、実行を求める目的とした。

¹ ジュリー氏の動画については、ジャニーズ事務所のサイトの「お知らせ」において公開されている。

（<https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-700/>）

² 特別チームについては、ジャニーズ事務所のサイトの「お知らせ」において公開されている。

（<https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-702/>）

（<https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-705/>）

³ 特別チームの委員については、ジャニーズ事務所のサイトの「お知らせ」において公開されている。

（<https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-706/>）

4 本件調査の内容

特別チームが実施した調査の概要は以下のとおりであり、2023年5月26日から同年8月29日までの3ヵ月間をかけて、本件調査を実施した。

(1) 関係資料の精査

ジャニー氏の性加害に関する過去の記事、裁判記録、社内規程等の関係書類を確認した。

(2) ヒアリング

特別チームは、合計41名の関係者のヒアリングを実施した。その内訳は、被害者等が23名、ジャニーズ事務所関係者等が18名であった。

ア 被害者等のヒアリング

報道機関を通じてジャニー氏からの性加害を公表した被害者や下記(3)の「専用窓口」等を通じて被害申告を行ってきた被害者等のうち、本件調査への協力に承諾した者のヒアリングを実施した。ヒアリングは、ヒアリング協力者の状況や希望に応じて、対面、Zoomを利用したWeb会議方式、電話又はメールにより、特別チームの委員又は事務局が出席の上で実施した⁴。ヒアリングは、ジャニーズ事務所関係者の同席なく実施された。

2023年6月26日から同年8月22日までの間に、合計23人の被害者等のヒアリングを実施した。そのうちジャニーズJr.の経歴のある者は20名であり、他の3名は、ジャニー氏から幼少期に性加害を受けたA氏とB氏、および新芸能学院在籍時に性加害を受けたC氏である。

イ ジャニーズ事務所関係者等のヒアリング

また、ジャニーズ事務所の関係者等についても、特別チームの委員又は事務局が対面でヒアリングを行った。ヒアリングは、当該ヒアリングの対象者以外のジャニーズ事務所関係者の同席なく実施された。

ジャニーズ事務所関係者等に対するヒアリングについては、ジュリー氏(2回)、代表取締役副社長白波瀬傑氏(以下「白波瀬氏」という。2回)ら役員のほか、元ジャニーズ事務所取締役、部長、チーフマネージャーなど合計18名に対して実施した。

(3) 専用窓口の設置及び「心のケア相談窓口」との連携

特別チームは、2023年7月18日、性加害に関する情報を収集するために「専用窓口」を開設し、ジャニーズ事務所の在籍者に限らず、退所者からも広く被

⁴ ヒアリングを対面で行った者は13名、Zoomを利用した対面で行った者は5名、電話で行った者は1名、メールで行った者は4名であった。

害申告や被害に関する情報提供を求めた⁵。

また、ジャニーズ事務所が設置した「心のケア相談窓口」を利用した被害者に対し、「専用窓口」を案内するなどの連携を行った。

5 留保事項

特別チームの調査の前提事項を含め、本件調査の留意事項は以下のとおりである。

- (1) 特別チームの調査は、法令上の権限に基づく直接強制又は間接強制の強制力を伴うものではなく、関係者の任意の協力のもとで実施されたものであり、仮に関係当局が法令上の権限に基づいて調査・検査を行った場合には特別チームの認定とは異なる事実関係が明らかになる可能性がある。
- (2) 特別チームは、外部の独立した第三者が中立的・客観的な立場で調査・提言を行うものである。特別チームは、検事総長経験者、被害者支援の経験が豊富な精神科医、性暴力等の被害者支援の実践を行っている臨床心理の研究者から構成しており、いずれもジャニーズ事務所とこれまで利害関係その他の関係を一切有しておらず、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に定めるとおりに適格性のある委員から構成されており、ジャニーズ事務所からの独立性・中立性を有している。また、特別チームは、同ガイドラインに従って、調査を実施して事実認定を行い、原因を分析した上で、再発防止策の提言を行っている。

⁵ 「専用窓口」については、ジャニーズ事務所のサイトの「お知らせ」において公開されている。[\(https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-708/\)](https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-708/)

第2 事実関係

1 ジャニーズ事務所の沿革

(1) ジャニーズ事務所の沿革

ジャニーズ事務所は、1962年6月、ジャニー氏により個人事業として創業された芸能事務所である。

ジャニー氏は、1931年にアメリカで生まれ、1933年に日本に帰国してまもなく当時2歳のときに母親が死去したことから、4歳年上の姉のメリーハリス（以下「メリーハリス」という。）が母親代わりとなつた。戦時中は和歌山に疎開し、戦後1947年（当時16歳）に姉弟で渡米した。1952年に帰国し、米軍関係の仕事で朝鮮半島にしばらく滞在したが、その後は在日駐留米軍の軍事顧問団に勤務した。メリーハリスは1957年に帰国し、四谷でバーを開業した。

ジャニー氏は、1960年頃、野球チームを作つてコーチをするなどして近所の少年たちと交流していたが、1962年、親交を有していた中学生4名をメンバーとして、初代「ジャニーズ」を結成し、池袋にあった芸能学校「新芸能学院」に自身が開設した特別クラス「芸研」で歌とダンスなどのレッスンを受けさせながら、学院内に「ジャニーズ事務所」を個人開業した。これは新芸能学院代表の名和太郎氏（以下「名和氏」という。）の妻とメリーハリスが戦前大阪で懇意にしていたことから、その伝手を頼つてのことであり、ジャニーズ事務所の開業からほどなくして、メリーハリスもバーを閉店してジャニーズ事務所の経理面を手伝うようになった。1963年、新芸能学院の生徒がジャニー氏の性加害に遭つたと訴えたことで、名和氏との関係が決裂し、ジャニー氏とメリーハリスは「ジャニーズ」のメンバーとともに新芸能学院を去つた。

「ジャニーズ」の解散後も、ジャニーズ事務所は、「フォーリーブス」や郷ひろみなど、幾人もの人気男性アイドルタレントをプロデュースし、隆盛を誇つていった。1960年代末には、ジャニーズJr.⁶の先駆けともいえる「ジューク・ボックス」がデビューし、この頃から既にアイドルを目指す少年を集め、芸能活動を行わせるようになった。その後、1970年代半ばには郷ひろみの事務所移籍などによって低迷した時期もあった。

ジャニーズ事務所は、1975年1月に株式会社として法人化した。

1980年代に入ると、ジャニーズ事務所は「たのきんトリオ」「シブがき隊」「少年隊」といった人気男性アイドルグループを立て続けに生み出し、所属男性アイドルタレントのテレビへの出演も増加した。1980年代末には「光GENJI」がデビューして人気を博し、ジャニーズ事務所所属タレントのNHK紅白歌合戦への出場が恒例化するなど、ジャニーズ事務所の芸能プロダクションとしての影響力が増していく。

1990年代に入ると、国民的アイドルとも呼ばれた「SMAP」をはじめ、「TOKIO」「Kinki Kids」「V6」といった数多くの人気グループがデビュー・活躍し、国内随一の男性アイドル芸能プロダクションとしてのジャニーズ事務所の地位も確固たるものとなっていった。

1990年代後半には、ジャニーズJr.の人気が高まり、ジャニーズJr.の名を

⁶ 「ジャニーズJr.」に決まった定義があるわけではないが、デビューを目指してレッスンを行いながら芸能活動を行つているジャニーズ事務所所属タレントをいうと考えられる。

冠したゴールデンタイムのテレビ番組が放映されるなど、多大な人気を博した。同時期のジャニーズ Jr. からは、「嵐」「タッキー＆翼」「関ジャニ∞」などの人気グループが輩出された。

2000 年代に入ると、既に国民的アイドルとなっていた「SMAP」を筆頭に、「嵐」のほか、複数の人気グループがデビュー・活躍し、ジャニーズ事務所は、多数のグループを擁する芸能プロダクションとなった。

2016 年には「SMAP」が解散し、翌 2017 年には「SMAP」のメンバー 3 名を含む所属タレントの退所が相次ぐなどした後、2019 年 7 月にジャニー氏が死去し（享年 87）、さらに、2021 年 8 月にはメリー氏も死去し（享年 93）、それ以降、ジュリー氏がトップを務める体制へと移行した。

(2) 会社情報

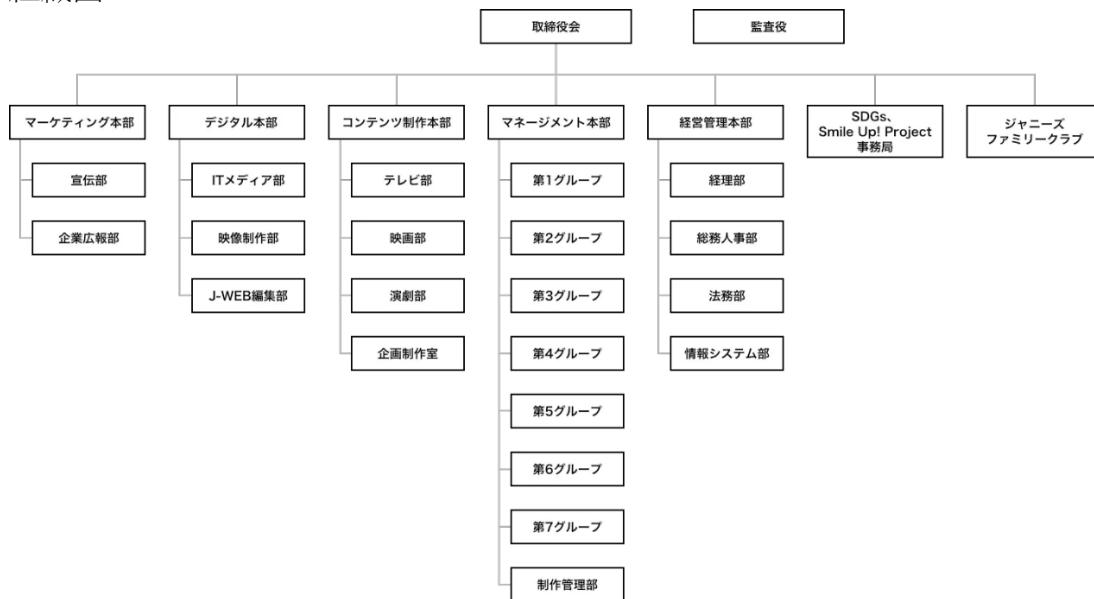
商号：株式会社ジャニーズ事務所（英文商号：Johnny & Associates, Inc.）
本店所在地：東京都港区赤坂 9 丁目 6 番 35 号

設立年月日：1975 年 1 月 23 日

代表取締役社長：ジュリー氏

社員数：190 名

組織図



(3) 関連会社

ジャニーズ事務所には、以下の関連会社がある（五十音順）。

会社名	設立日	業種	代表取締役
株式会社エム・シィオ一	2002 年 8 月 16 日	書籍、雑誌の出版	ジュリー氏、中野由美子氏
株式会社ジェイステーション	1989 年 5 月 2 日	タレントグッズの販売	ジュリー氏
株式会社ジェイ・ストーム	2001 年 11 月 12 日	レコード会社・映画制作	ジュリー氏、中村浩子氏

株式会社ジェイベース	2016年12月8日	キャラクター商品の氏名権、肖像権の管理	中野由美子氏、ジュリー氏
株式会社ジャニーズアイランド	2019年1月15日	タレントの育成	井ノ原快彦氏
株式会社ジャニーズ出版	1980年8月4日	音楽著作権の管理、レコード原盤の製作	ジュリー氏、島野美津男氏
株式会社ジャニーズ・ミュージックカンパニー	2007年2月13日	音楽著作権の管理	ジュリー氏
株式会社つづきスタジオ	1975年10月1日	貸スタジオ業	島野美津男氏
株式会社東京・新・グローブ座	2003年1月6日	劇場の運営	堂本奈緒美氏
株式会社 TOKIO	2020年7月22日	芸能人のマネジメント	ジュリー氏
株式会社 MENT RECORDING	2022年1月11日	レコード会社	ジュリー氏
株式会社ヤング・コミュニケーション	1980年8月7日	音楽会、ショーの企画制作	ジュリー氏、源野栄治氏
ユニゾン株式会社	1985年1月12日	音楽・映画の制作	ジュリー氏

2 ジャニーズ事務所の体制

(1) ジャニー氏の下での体制

ジャニーズ事務所は、上記のとおり、1962年6月にジャニー氏が創業し、1975年1月に法人化し、2019年7月にジャニー氏が死去するまで、下表記載の株主構成・経営体制で運営されていた。

ア 株主構成

(ア) 設立当時（1975年）

株主	株数	割合
ジャニー氏	6000	30%
メリ一氏	6000	30%
a 氏	400	2%
b 氏	1000	5%
c 氏	5000	25%

d 氏	1000	5%
e 氏	400	2%
f 氏	200	1%

(イ) 1980 年当時

株主	株数	割合
ジャニー氏	10000	50%
メリー氏	10000	50%

イ 経営体制

時期	ジャニー氏	メリー氏	ジュリー氏	伊豆喜久江氏	矢崎政実氏	白波瀬氏	小俣雅充氏
1975年 1月	代表取締役	取締役					
1996年 7月	代表取締役	取締役		取締役	取締役	取締役	
1998年 3月	代表取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	
2003年 5月	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	取締役	取締役	
2008年 12月	代表取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	
2014年 1月	代表取締役	代表取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	
2014年 3月	代表取締役	代表取締役	代表取締役	取締役	取締役	取締役	
2019年 7月	死去・辞任	代表取締役	代表取締役			取締役	取締役

(ア) ジャニー氏の役割

ジャニー氏は、ジャニーズ事務所の創業者として同事務所の業務全般を統括する立場にあった。

ジャニー氏は、エンターテインメント業界において、男性アイドルタレントをプロデュースする類まれな才能を有する、エンターテインメント業界におけるカリスマ的芸能プロデューサーとして認識されており、一世を風靡す

る男性アイドルタレント⁷を数多く世に輩出した⁸。

ジャニー氏は、後述のとおり、誰をジャニーズ Jr. として採用するか、どのジャニーズ Jr. をタレントとしてデビューさせるか、タレントをどのようにして売り出すかなどタレントのプロデュース全般を自らの判断で決定しており、ジャニーズ Jr. のプロデュースに関して絶対的な権限を有していた。

(イ) メリー氏の役割

メリー氏も、ジャニー氏とともにジャニーズ事務所を創業したが、ジャニー氏が芸能プロデューサーとして男性アイドルタレントをプロデュースする役割を果たしていたのに対し、メリー氏は、主にジャニーズ事務所における経営面を担当していた。

なお、ジャニー氏は、通常、ジャニーズ事務所に出社せずに現場で稼働していたのに対し、メリー氏は、ジャニーズ事務所において会社運営に従事していた。

(ウ) ジュリー氏の役割

ジュリー氏は、1993 年にジャニーズ事務所に入所し、マネージャー、スタッフ、通訳等の業務を担当した後、1998 年 3 月に取締役に就任した。

その後、ジュリー氏は、メリー氏との関係が悪化して、2008 年 12 月に代表取締役を辞任し（取締役の役職は継続）、いったんジャニーズ事務所から離れ、株式会社ジェイ・ストーム（以下「ジェイ・ストーム」という。）の事務所で自分の管轄していたタレントの仕事をするようになり、ジャニー氏やメリー氏と疎遠になったが、2014 年 3 月に代表取締役に再度就任した。ジュリー氏は、代表取締役に再度就任した後も、メリー氏らとの関係は好転することなく、メリー氏のいるジャニーズ事務所本社には出勤せず、自らが代表取締役を務めるジェイ・ストームの事務所に出勤し、同所で勤務していた。

ジュリー氏は、本件が問題となった後、2023 年 5 月 14 日に「故ジャニー

⁷ ジャニー氏は、1960 年代に「フォーリーブス」、1970 年代に「郷ひろみ」らをデビューさせたのを皮切りとして、1980 年代には「たのきんトリオ」「シブがき隊」「少年隊」「光 GENJI」「男闘呼組」、1990 年代には「忍者」「SMAP」「TOKIO」「V6」「KinKi Kids」「嵐」、2000 年代には「タッキー&翼」「NEWS」「関ジャニ∞」「KAT-TUN」「Hey! Say! JUMP」、2010 年代には「NYC」「Kis-My-Ft2」「Sexy Zone」「A. B. C-Z」「ジャニーズ WEST」「King & Prince」などをプロデュースした。

⁸ ジャニー氏は、2010 年に「もっと多くのコンサートをプロデュースした人物」や「もっとも第 1 位のシングル曲をプロデュースした人物」としてギネス世界記録に認定されている。

- ・「もっと多くのコンサートをプロデュースした人物」（“Most concerts produced by an individual”）（<https://www.guinnessworldrecords.com/world-records/most-concerts-produced-by-an-individual>）

- ・「もっとも第 1 位のシングル曲をプロデュースした人物」（“Most no. 1 singles produced by an individual”）（<https://www.guinnessworldrecords.com/world-records/most-no-1-singles-produced-by-an-individual>）

喜多川による性加害問題について当社の見解と対応」⁹と題する動画を公開しているが、その中で、ジャニー氏やメリー氏との関係について以下のように述べている。

ジャニー喜多川氏の性加害を事務所、またジュリー社長は知らなかつたのか？

知らなかつたでは決してすまされない話だと思っておりますが、知りませんでした。

このことを説明する上では、当時のジャニーズ事務所がどのような意思決定で運営されていたかについて、ご説明する必要があると思います。

週刊文春から取材のあった 1999 年の時点で、私は取締役という立場ではありましたが、長らくジャニーズ事務所は、タレントのプロデュースをジャニー喜多川、会社運営の全権をメリー喜多川が担い、この二人だけであらゆることを決定していました。情けないことに、この二人以外は私を含め、任された役割以外の会社管理・運営に対する発言は、できない状況でした。また管轄外の現場で起きたことや、それに対してどのような指示が行われていたのか等も、そもそも全社で共有されることではなく、取締役会と呼べるようなものも開かれたことはありませんでした。本件を含め、会社運営に関わるような重要な情報は、二人以外には知ることの出来ない状態が恒常化していました。

振り返るまでもなく、その状態は普通ではなかつたと思います。ただ、1962 年の創業時からずっとこの体制で成長してきたこともあり、ジャニーとメリーの二人体制=ジャニーズ事務所であることを、所属する全員が当然のこととして受け入れてしまっていたように思います。

このように、ジャニーズ事務所においては、創業者であったジャニー氏とメリー氏がそれぞれ役割分担をしながらも、極めて強い結びつきと権限を持って、ジャニーズ事務所の運営全般を担っていた。

(エ) 白波瀬氏の役割

白波瀬氏は、元々、株式会社渡辺プロダクション（以下「渡辺プロダクション」という。）に所属していたが、1975 年に、当時、渡辺プロダクションと業務提携関係にあったジャニーズ事務所のメリー氏から声が掛かり、ジャニーズ事務所に入社した。ジャニーズ事務所は、1982 年頃、宣伝部を創設して白波瀬氏が宣伝を担当するようになった。メリー氏が白波瀬氏の直属の上司に当たり、白波瀬氏は、メリー氏の指示を受けて、取材対応などの宣伝の業務を行っていた。

白波瀬氏は、1996 年に取締役に就任し、その後、専務に昇格し、2019 年に副社長に選任されたが、基本的に業務の内容は変わらず、宣伝部の業務を主に担当していた。

⁹ ジャニーズ事務所のサイトの「お知らせ」において公開されている。
(<https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-700/>)

ウ ガバナンス体制

(ア) 役員の構成

ジャニーズ事務所は、ジャニー氏及びメリー氏の存命中は両氏が、また、両名の死去後はジュリー氏が、それぞれ、創業者一族として、その経営を掌握し、ジャニーズ事務所の経営全般を担っていた（なお、1975年にジャニーズ事務所が法人化した当時は、その株式は、ジャニー氏とメリー氏以外に複数の株主が保有していたが、1980年には、ジャニー氏とメリー氏がそれぞれ50%ずつ保有している。）。

ジャニーズ事務所には、白波瀬氏など、創業者一族以外の者も取締役に就任していた。しかし、例えば、最古参の幹部である白波瀬氏についても、もともとメリー氏の指示の下、宣伝部の業務を主に担当していた社員にすぎず、取締役になった後も、基本的に宣伝業務の担当役員にすぎず、ジャニーズ事務所の業務の基本方針を自ら決定したり、ジャニー氏やメリー氏の判断に反対したりするなど両氏を牽制できる立場にはなかったと考えられる。それ以外の取締役についても、ジャニー氏やメリー氏との力関係を考えると、白波瀬氏と同様に、両氏を牽制できる立場にはなかったと考えらえる。

また、ジャニー氏在任当時は、社外取締役など外部の第三者を役員に就任せることもなかった。

このように、ジャニーズ事務所は、創業者一族（特にジャニー氏及びメリー氏）が絶大な権力を掌握して経営全般を担う典型的な同族経営企業であった。

(イ) 取締役会

ジャニーズ事務所は、取締役会設置会社であるが、実際には取締役会を開催しておらず、決算や役員改選のための必要がある場合であっても、実際に取締役会を開催することはせず、取締役会議事録を作成する方法で対応していた。

なお、2010年前後に1年間程度、月1回の頻度で役員が集まる会議体のようなものが開催されていたということであるが、役員が一堂に会する、定期的かつ継続的な会議体は存在しなかった。

(ウ) 監査役

ジャニーズ事務所には、監査役が置かれているが、会計監査権限に限られており、業務監査権限は有していないかった。

(エ) 社内規程

決裁権限規程、取締役等の会議体に関する規程、コンプライアンス規程など、企業が一般的に定めている基本的な社内規程が制定されていない。

(オ) 内部統制部門

ジャニー氏の体制下では、コンプライアンスを専門に担当する部署は存在しなかった。

(カ) 内部通報制度

ジャニー氏の体制下では、内部通報制度に相当する制度は存在しなかった。

(キ) 社内研修

社員に対する研修は、チーフマネージャー以上に対し、2017年に1度外部講師を招いた「ハラスマント研修」「アンガーマネジメント研修」が行われている。

タレント（主要なジャニーズ Jr. を含む。）に対しては、犯罪行為や公序良俗違反行為を抑制するため、不祥事の内容やその損害等を説明する研修会が2019年に2~3回行われている。

ジャニーズ Jr. に対しては、2018年より年に1回の契約更新時の契約説明に併せてコンプライアンス研修が行われている。

エ ジャニーズ Jr. の管理体制

(ア) ジャニーズ Jr. の採用手続

ジャニーズ Jr. の採用手続は、ジャニー氏がジャニーズ事務所に届いた履歴書を見て書類選考を行うところから始まり、ジャニー氏は、送られてきた数百に上る履歴書のすべてに目を通していた。

書類選考で選ばれた者については、主にレッスン会場において、又は、コンサート等があった際に、ジャニー氏が立ち会ってオーディションを実施する方法で選考が行われていた。オーディションの実施方法は、選考対象者全員を一か所に集めてダンスレッスンを行い、振付師やジャニーズ Jr. が一度手本として選考対象者の前で踊り、その後、実際に真似をする形で踊らせて、表情、やる気などを見て、ジャニー氏本人が最終的に適性を判断するというものであった。明確な採用基準はなく、基本的にはオーディションの結果を選考対象者に告げることもなかったが、ジャニー氏と振付師がその場で見て判断し、その後に話し合って声を掛ける者を決めていた。

その後、レッスン等で、ジャニー氏と振付師、時にはタレントがその適性をチェックし、ジャニー氏の最終的な判断で選別し、バックダンサー等の仕事に呼ぶジャニーズ Jr. のリストをマネージャー等が作っていた。

そして、ジャニー氏が上記リストから選んだメンバーをコンサートのステージにあげたり、番組に出演させたりしていた。

ジャニー氏は、このような流れでジャニーズ Jr. を選考・採用していたが、一連の過程におけるいずれのタイミングでも選考対象者に合否という形で明示することはしていなかった。

(イ) ジャニーズ Jr. の契約関係

ジャニー氏がジャニーズ Jr. の選考・採用を行っていた当時は、ジャニーズ Jr. とジャニーズ事務所との間で所属関係について契約書を締結することはなかった。

ギャラについては、ワンステージごとの値段が決まっており、これに加えて、ジャニーズ Jr. のランク表に従って個別に金額を決定していた。その当時、頻繁に呼んでいない者については、ステージごとに現地でギャラを支払い、頻繁に声掛けをして口座情報を把握している者については、振込みで支払っていた。

(ウ) ジャニーズ Jr. のプロデュース

ジャニーズ Jr. のデビューやグループの所属などジャニーズ Jr. の誰をどのように売り出していくかについては、基本的にジャニー氏自らが決定していた。コンサートなどの公演における起用や配置等については、ジャニー氏に加えて振付師も意見を言うことがあったが、その場合でも最終的にはすべてジャニー氏が方針を決定して、その方針に沿って振付師も動いていた。

メリー氏は、タレントの選考やデビューについて意見することはほとんどなく、メリー氏がジャニー氏に対して意見するのは、デビューの日程程度であった。

このように、ジャニー氏は、ジャニーズ Jr. の誰をどのように売り出していくかというジャニーズ Jr. のプロデュースについてほぼ無制約の専権を有しており、ジャニーズ Jr. から見れば、自分がタレントとしてデビューして人気を博すことができるかどうかを決める生殺与奪の権を握る絶対的な権限を有する立場にあった。

(エ) ジャニーズ Jr. の管理

ジャニーズ Jr. の管理については、ジャニーズ事務所の「Jr. 班」と呼ばれる部署が管理していた。Jr. 班には複数のマネージャーがいたが、マネージャーは一度にかなりの人数のジャニーズ Jr. を担当していた。ジャニーズ Jr. は、上記のとおり、採用時に契約を締結するなどはしておらず、ジャニーズ事務所は誰がジャニーズ Jr. なのかを正確に把握して管理していたものではなかった。したがって、ジャニーズ Jr. の人数を正確には把握できないものの、マネージャー経験者によれば、1980 年代当時は 10~20 人程度であったが、2000 年頃には 200 名程度になり、2017 年から 2019 年当時は全体で 300 人くらいのジャニーズ Jr. がいたとのことである。ジャニーズ Jr. ごとに特定のマネージャーが決まっていたわけではなく、マネージャー間で協力し合って担当を決めて適宜対応していた。

マネージャーの業務内容は、主にジャニーズ Jr. のスケジュール管理と連絡であり、ジャニー氏体制時は、ジャニーズ Jr. の自宅に電話をしてジャニーズ Jr. 本人やその親にスケジュールを伝える方法でスケジュール調整をしていた。その当時、ジャニーズ Jr. が接点を持つジャニーズ事務所の関係者というのは、ジャニー氏、振付師、マネージャーくらいであり、その他のジャニーズ事務所の社員との接点はほぼなかった。当時のマネージャーの役割

は、スケジュール管理と連絡といった事務的業務によってジャニー氏によるジャニーズ Jr. の育成やプロデュースを補佐するといったものであり、ジャニーズ Jr. と親しくコミュニケーションを取るような立場ではなく、ジャニーズ Jr. から相談を受けるような関係はなかった。ジャニーズ Jr. において相談事があれば、ジャニー氏が直接ジャニーズ Jr. と話すこともあった。その当時、ジャニーズ Jr. は、ジャニー氏の自宅に宿泊をする場合があり、ジャニー氏の自宅は「合宿所」と呼ばれることがあった¹⁰。ジャニー氏は、「学校のない土日に、泊まりに来たい人は来てもいいよ。」「仕事が忙しい子は家に来てもいいよ。」などとジャニーズ Jr. を自宅に呼んで宿泊させていた。マネージャーがジャニーズ Jr. をジャニー氏の自宅に送り届けることもあり、その当時は、ジャニーズ Jr. が自宅から通うことが明確にルール化されていたわけではなかった。

(オ) ジャニーズアイランドの設立

ジャニーズ Jr. のプロデュースを主に行う株式会社ジャニーズアイランド（ジャニーズ事務所の子会社。以下「ジャニーズアイランド」という。）が2019年1月に設立された（代表取締役会長ジャニー氏、代表取締役社長滝沢秀明氏（以下「滝沢氏」という。）、取締役ジュリー氏。いずれも設立当時）。

2019年1月設立当時、ジャニーズアイランドではマネージメント部がジャニーズ Jr. の管理を行っており、マネージメント部においては、ゼネラルマネージャーの管理のもと、東京のジャニーズ Jr. と関西ジャニーズ Jr. とをそれぞれ担当のチーフマネージャーが管理していた。

(2) ジュリー氏の下での体制

2019年7月にジャニー氏が死去したが（享年87）、その後のジャニーズ事務所の株主構成・経営体制は、下表記載のとおりである。

ア 株主構成

(ア) 2019年（ジャニー氏死去後）

株主	株数	割合
ジュリー氏	10000	50%
メリー氏	10000	50%

(イ) 2021年（メリー氏死去後）

¹⁰ 残存する資料が不十分であり、各「合宿所」の詳細までは解明できなかつたが、ジャニー氏の自宅以外に「合宿所」が設けられたこと也有つたようである。ヒアリングの結果等によれば、「合宿所」として使用されたことのあるビルのフロアが都内に複数あり、何度も転居していた。ジャニーズ事務所は、このような「合宿所」を設け、仕事で遅くなつて帰宅できないジャニーズ Jr. や、翌日学校などで朝が早いジャニーズ Jr. が寝泊まりする場所として利用していた。

株主	株数	割合
ジュリー氏	20000	100%

イ 経営体制

時期	メリ一 氏	ジュリ ー氏	白波瀬 氏	小俣雅 充氏	滝沢氏	原藤一 輝氏	山下賢 一氏	中野由 美子氏	重岡由 美子氏
2019年 7月	代表 取締役	代表 取締役	取締役	取締役					
2019年 9月	代表 取締役	代表 取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役		
2021年 8月	死去 辞任	代表 取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	
2023年 1月		代表 取締役	代表 取締役			取締役	取締役	取締役	取締役

(ア) メリー氏の役割

メリ一氏は、2019年9月に代表取締役会長に就任したが、同年7月のジャニ一氏の死去後は急激に衰え、入院するなどしており、実質的に引退している状態であった。その後、メリ一氏は、2020年9月に代表取締役を辞任して名誉会長となり、2021年8月には死去している（享年93）。

(イ) ジュリー氏の役割

ジュリー氏は、2019年7月のジャニ一氏の死後、同年9月にジャニーズ事務所の代表取締役社長に就任した。上記のとおり、ジャニ一氏の死後は、代表取締役会長又は名誉会長のメリ一氏が高齢であり、入院するなどしていたことから、ジャニーズ事務所の経営は実質的にジュリー氏が担当していた。

なお、ジュリー氏は、2023年1月に株式会社ジャニーズ出版、株式会社ヤング・コミュニケーション、ジェイ・ストーム、株式会社エム・シィオーの4社の代表取締役会長に就任している。

(ウ) 白波瀬氏の役割

白波瀬氏は、2023年1月にジャニーズ事務所の代表取締役になっているが、従前どおり主に宣伝部の業務を担当している。

ウ ガバナンス体制

ジュリー氏体制になった後、ジャニーズ事務所は、以下のとおり、ガバナンス体制の強化を図っている。

特に、後述するとおり、ジャニーズ事務所においては、2023年元旦の日経新聞において「明日の“私たち”へ。一歩ずつ。」という全面広告を掲載し、「2023

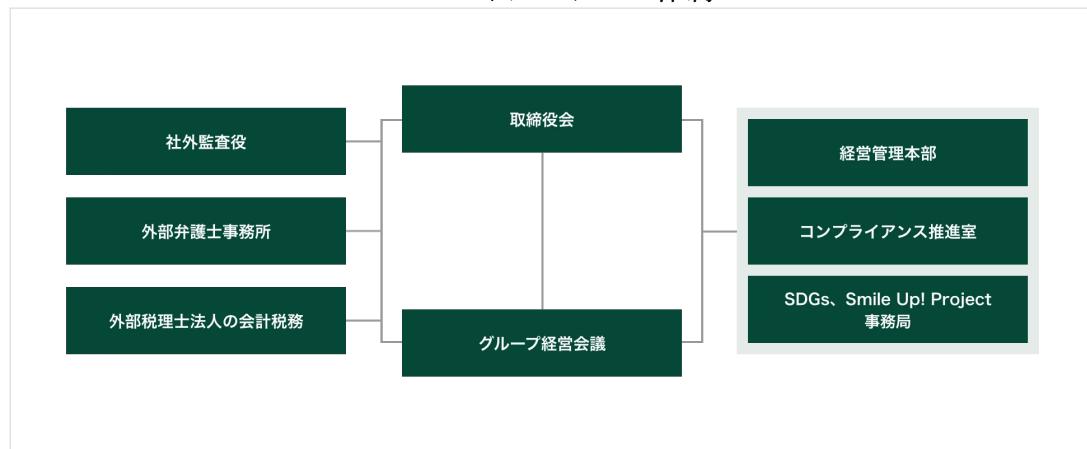
年“私たち”の約束」のひとつとして「コンプライアンス体制の整備・実践」を掲げている。

また、ジャニーズ事務所は、下記のような「コーポレートガバナンス基本原則」を策定・公表している¹¹。

「私たちは、ファンの皆さん・取引先・エンターテインメント業界全体を含めたすべてのステークホルダーの利益のため、健全性、効率性、透明性の高い経営を重んじる、より良いガバナンス体制の構築に努めるコーポレートガバナンスを行ってまいります。

その実現のために、所属タレント・スタッフ・経営の三位一体体制の構築、グループ各社の経営体制の再構成、社内外の監査体制の整備、企業文化の熟成と周知、社会貢献活動の推進等の施策を行い、時代のニーズに合わせた一層の充実に向けて継続的に改善してまいります。」

コーポレートガバナンス体制



(ア) 会議体による意思決定

現在においても、取締役会は開催しておらず、決算や役員改選などのために必要がある場合には定時株主総会や取締役会の議事録を作成して対応している。

2023年2月以降は、ガバナンスの改善を目的に、ジャニーズ事務所や関連会社の経営者等を集めた「グループ経営会議」を月1回開催しており、ジャニーズ事務所単体では「ジャニーズ事務所運営会議」として、業務執行を行っている取締役のみの会議体も月1回行っている。

(イ) コンプライアンス推進室とコンプライアンス委員会の設立

ジャニーズ事務所は、2023年元旦の公表内容を踏まえ、コンプライアンス体制を整備して充実させるために、同年1月に経営管理本部内にコンプライアンス推進室を設置した。

¹¹ ジャニーズ事務所のサイトの「企業情報」において公開されている。
(<https://www.johnny-associates.co.jp/corporate-governance/>)

その上で、経営管理本部メンバーを主としつつグループ関係会社メンバーも入れたコンプライアンス委員会を設置した。経営管理本部長が委員長を務めるほか、経営管理本部各部長、グループ関連会社総務担当者などが参加しており、同年2月1日から、月1回のペースで様々なコンプライアンスの問題をテーマにコンプライアンス委員会を開催している。

しかし、この当時は、ジャニーズ事務所として、ジャニー氏の性加害の存在を事実として認めるという立場をとっていなかったことから、コンプライアンス委員会においてジャニー氏の性加害が取り上げられることはなかった。

(ウ) 内部通報制度

ジャニーズ事務所は、社内のコンプライアンス意識の向上を目的に2023年4月に「J's Hotline」という内部通報制度を設置した（内部通報規程も制定した）。法令違反行為に加えて、会社に対する意見・提言・質問等を受け付けるという体制にしている。

(エ) 研修

社員に対する研修としては、チーフマネージャー以上に対し、2020年に講師を招いた「ハラスメント研修」「アンガーマネジメント研修」が行われた。

しかし、この当時は、ジャニーズ事務所として、ジャニー氏の性加害の事実を認めるという立場をとっていなかったことから、ジャニー氏の性加害があつたことを前提とした研修内容となつておらず、また、セクシュアル・ハラスメントの例示も異性間においてのものであり、同性間でのセクシュアル・ハラスメントの防止を意識したものにはなつていなかつた。

エ ジャニーズ Jr. の管理

(ア) ジャニーズアイランドによる管理

上記のとおり、2019年1月にジャニーズアイランドが設立されて以降、組織構造上は、同社がジャニーズ Jr. の管理を行う体制となっているが（2022年9月に初代代表取締役社長の滝沢氏が辞任し、その後、代表取締役社長は井ノ原快彦氏が務めている）、実際には、ジャニーズ Jr. をジャニーズアイランドの所属にしつつ、ジャニーズ事務所からマネージャーを出向させてジャニーズ Jr. の管理を行つてゐる。現在、マネージャーの総数は100人程度であるが、そのうちジャニーズ Jr. の担当は、部長1人、チーフマネージャー2人、現場マネージャー7人程度であり、その体制で総数200人程度のジャニーズ Jr. を管理している。

(イ) 「ジャニーズ Jr. 活動指針」の策定

ジャニーズ事務所は、ジャニー氏体制の下では、ジャニーズ Jr. の活動に関する、必ずしも明確な指針を有しなかつたが、2023年6月、「ジャニーズ

Jr. 活動指針」を策定して公表している¹²。その内容は以下のとおりである。

①保護者同伴の説明会の実施

タレント活動に関する初回の合意書の締結に際しては、必ず保護者同伴で説明会を実施し、本人及び保護者に署名いただいております。

2回目以降の説明会は本人のみで実施していますが、合意書面は持ち帰り、本人及び保護者に署名の上で提出いただいております。

②未成年者の保護者宅からの活動参加

学生に限らず、未成年者は保護者のいる自宅から活動に参加するようにルールを設けております。

③学業の重視

試験期間、体育祭や文化祭、修学旅行などの学校行事なども含め、タレント活動のスケジュールよりも学業を重視できるような体制を実践しております。

また、本人の意思を尊重し、大学等への進学についても積極的に奨励しております。

④弁護士を招いた定期的なコンプライアンス・ミーティング

どのような場合でも自分で考えて正しく行動できるよう、法令の解説だけでなくケーススタディを用いたコンプライアンスに関するミーティングを定期的に実施しております。

また、定期的に弁護士とコミュニケーションを取ることで、万一の際でもタレントが相談しやすい環境を整備しております。

⑤社会貢献活動への参加

「Johnny's Smile Up ! Project」などのボランティア活動に参加することを奨励し、災害発生時の被災地に対する支援活動の実施（義援金、支援物資の提供など）や、コロナ禍における医療従事者への支援活動の実施（医療物資の提供、看護協会への寄付など）を通じて、社会の一員としての自覚を促しております。

⑥活動時間の厳守

学生生活を送るにあたり支障がなく、安全に帰宅できる時間までの範囲でタレント活動やレッスン活動を終えるようにルールを設けております。

また、年齢ごとに活動時間を定めて厳守しております（中学生は20時まで、高校生22時までの活動を原則にしております。）。

⑦デビュー前の活動における年齢制限

デビュー前のタレントが一定の年齢に達した際に、今後のタレント活動について話し合う機会を設け、芸能活動以外の様々な可能性を失うことのないよう、年齢制限を制度化して実施しております。

⑧薬物検査

¹² ジャニーズ事務所のサイトの「企業情報」において公開されている。

(<https://www.johnny-associates.co.jp/junior-activity-guidelines/>)

薬物犯罪に対する強い危機感や緊張感をもって活動にあたるためにも、不定期に違法薬物等に関する抜き打ち検査を実施しております。

⑨顧問医の心療内科受診、および保健室の先生的な役割の設置による心と身体のケア

心療内科の医師と提携して、精神的な不安などがある場合には遠慮なくタレントが相談できる体制を構築し、タレントに周知しております。

(ウ) ジャニーズ Jr. 体制の整備

ジャニー氏体制の下では、ジャニーズ Jr. 内での区分はなかったが、ジャニーズ Jr. 体制の整備を行い、現在は、下記のとおり、「オーディション生」「非専属（研修生）」「非専属（グループあり）」「専属契約」という区分けをしている。

①オーディション生

オーディション生は、「確認書」を確認していない段階の者であり、まだジャニーズ Jr. ではない。

「確認書」は、ジャニーズ Jr. としての活動内容や注意事項等が記載された書面であり、その内容をオーディション生と保証人に署名押印することとなっていいる。

②非専属（研修生）

確認書説明会を行って「確認書」に署名押印した段階でジャニーズ Jr. となる（出演料や交通費の支給対象となる）。

③非専属（グループあり）

グループに所属した段階のジャニーズ Jr. を指す（1年ごとに更新手続を行う）。

④専属契約

最終段階において、ジャニーズ事務所、ジャニーズ Jr. 及びその親権者との間で芸能活動に関する規定が記載された「専属契約書」を締結する（1年ごとに更新手続を行う）。

さらに、ジャニーズ事務所は、2021年1月、「ジャニーズ Jr. 研修卒業制度」の導入を公表した（2023年3月31日から適用）¹³。この制度は、ジャニーズ Jr. が長期間タレントとしてデビューできない場合、適切な進路を決定し難くなる懸念があることから、年齢制限を設けることとしたものであり、具体的には、満22歳到達後の最初の3月31日までに、ジャニーズ Jr. としての活動継続についてジャニーズ事務所との合意に至らない場合は、ジャニーズ Jr. の活動としては同日をもって終了とするというものである。

¹³ ジャニーズ事務所のサイトの「お知らせ」において公開されている。
(<https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-354/>)

3 性加害

(1) ヒアリング結果

特別チームは、上記のとおり、特別チームへの調査協力を承諾した被害者のヒアリングを実施し、各被害者からジャニー氏による性被害について以下のような話を聴取することができた。

- ・1950年代、ジャニー氏が小学校低学年男児であった被害者の自宅に泊まった際に、あるいは遊びに来た同級生の男を自宅に送る車の中で、口腔性交などの性加害が繰り返された（ジャニー氏20歳頃）。
- ・1960年代初頭、芸能事務所に住み込みでレッスンを受けている者（18歳）が寝ている際に布団に入って体を触ろうとした（ジャニー氏30歳時）。
- ・宿泊先のホテルの部屋にジャニー氏が入ってきて体をマッサージされて口腔性交された。自分は寝たふりをしていた（中学2年頃）。翌日、ジャニー氏は1万円を渡してきた。自分の価値は1万円なんだと思い、ショックを受けた。ジャニー氏から最低でも2回性加害を受けた。
- ・ジャニー氏の自宅に宿泊した際、布団に入ってきたジャニー氏から体や性器を触られ口腔性交された（中学3年時）。翌日、ジャニー氏は1万円を渡してきた。ジャニー氏の自宅やホテルでジャニー氏から15回から20回性加害を受けた。ジャニー氏は、一晩で複数のジャニーズJr.に性加害を行うこともあった。
- ・合宿所に宿泊した際、ジャニー氏から一緒に風呂に入るよう言われ、体や性器を触られ、就寝後にジャニー氏が布団に入ってきて口腔性交された（中学2年頃）。
- ・ジャニー氏から、ジャニーズJr.などが宿泊するためのホテルに連れて行かれ、寝ていると、布団に入ってきたジャニー氏から体をマッサージされ、さらにキスと口腔性交された（中学1年時）。相部屋だったジャニーズJr.も性加害を受けたと聞いた。翌日、ジャニー氏は1万円を渡してきたので、これは売春のようだと思った。ジャニー氏から最低でも10回性加害を受けた。
- ・他のジャニーズJr.も同じようなやり方で性加害を受けており、別のベッドに寝ているジャニーズJr.のベッドにジャニー氏が入っていくのを見たことがある。
- ・ジャニーズJr.の間で、「昨日ジャニーにやられていただろう。」などと冗談めかしたり、武勇伝的に話したりしていた。ジャニー氏からホテルの部屋に1時間程度監禁された子がおり、後に性加害を受けたと言っていた。
- ・ジャニー氏から肛門性交をされたり、ジャニー氏に対して肛門性交をするように求められたりすることもあったと聞いた。また、ジャニー氏の性器に口腔性交をするように求められる者もいたと聞いた。どのようなことをするかで渡される現金が違っており、3万円や5万円をもらった者もいた。
- ・ジャニー氏の自宅には家政婦が来ており、ジャニー氏は、家政婦が帰った後に性加害を行っていたが、家政婦がいるときに隠れて性加害を行うこともあった。
- ・ジャニー氏から地方の舞台見学に来るよう言われ、宿泊先のホテルで体をマッサージされて口腔性交された（13歳時）。その後、嫌になってレッスンやコンサートに行かなくなると呼ばれなくなったので、そのままジャニーズ事務所を辞めた。

- ・ジャニー氏の自宅に泊まった際、入浴するように言われて性器を触られた上、布団で寝ていたところ、体を触って下半身をまさぐり始めたのでトイレに逃げた（13～14歳時）。翌朝、ジャニー氏から膝の上に乗るように言われ、1万円を渡してきたが、口止め料だと思った。
- ・合宿所でジャニー氏から「YOUも寝なよ。」と言われて寝ていると尻を触られたが、寝返りを打って払いのけた（14～15歳時）。その後もジャニー氏から誘いの電話が掛かってきたが、何回か断つたら誘いは来なくなった。
- ・ジャニー氏の自宅で、ズボンを脱がされ、性器を手で触られて口に入れられた（小学6年時）。
- ・ジャニー氏の自宅のベッドに一人で寝ていたとき、ジャニー氏がベッドに座って、足の先から撫でられて、パンツを脱がそうとしたので、寝返りをうつて拒絶した。ジャニー氏の自宅で口腔性交の被害に4～5回遭った（15歳時）。
- ・ジャニー氏から合宿所で体や陰部を触ったり、口腔性交をされたりした（中学2年頃）。性経験もなかったので体が硬直したが、これがジャニーズJr.としての洗礼だと思った。肛門性交もされそうになったが、「痛い。」と言ったらジャニー氏は諦めた。
- ・合宿所で寝ているとジャニー氏が後ろから添い寝をして股間を触られ、射精させられるまでやられた（中学1年頃）。
- ・合宿所で寝ているとジャニー氏が布団の中に入ってきて、添い寝の状態で「YOUはソロでデビューさせるから。」と言われ、パンツの中に手を入れられて直接陰部を触られた（中学2年時）。
- ・ジャニー氏から入浴するよう促され、鍵をかけ入浴していたところ、外から鍵を開けられ浴室に入ってこられ、鍵をかけたことについて叱責された後、「洗ってあげる」と言われ、なすがまま体を素手で洗われた。その後、就寝時にジャニー氏にベッドに入ってきて体を撫で回され、恐怖から身体が硬直した。翌日5千円を渡された（14歳頃）。
- ・ジャニー氏は、川の字の端で寝ているジャニーズJr.のところに行き、2～3人のジャニーズJr.に性加害をした後、私のところに来た。私の体をマッサージしたのに続いて、私の局部を触り、口に含むなどしてから、私の上にまたがって私の局部をジャニー氏の肛門に挿入した。女性経験も全くなかったので、「なんだ？なになに？」という感じでとても怖かった。先に被害を受けていたジャニーズJr.がされるがままだったので、私も大人しくしてないとダメなのだと思っていた。私が被害を受けている間、周囲のジャニーズJr.たちは見て見ぬふりをしていた。私は怖くて朝まで一睡もできなかつた（中学3年頃）。
- ・合宿所でマッサージをされて陰部を触られて口腔性交をされた（14歳時）。3回泊まると1回は性加害を受けるという感じであった。翌日、ジャニー氏から3万円を渡されていた。ジャニー氏の肛門に性器を挿入させられたことが1回ある（17歳頃）。
- ・部屋の中でジャニー氏から陰部や臀部を触られた（高校1年時）。
- ・ジャニー氏に陰部を触られ、耳から首、陰部、足の先に至るまで、全身を舐められた。性加害の回数を重ねるにつれて、ジャニー氏から性加害を受けることには慣れてきたが、ジャニー氏から自発的に性的行為をするように求められたとき、私からジャニー氏に性的な行為をすることはどうしてもできなかつた（14～16歳頃を中心）。

- ・ホテルの部屋で一人で寝ていたとき、ジャニー氏が部屋に入ってきて、後ろから抱きつかれ、マッサージをされ、下腹部を触られた。私は、体を丸めて少し拒否したが、その後もジャニー氏から色々なことをされた。翌日、ジャニー氏から「ご飯でも食べてきなよ。」と言われ、1万円を渡された（15歳時）。

（2）性加害の概要

上記のとおり各被害者のヒアリングを実施した結果、ジャニー氏が、自宅や合宿所や公演先の宿泊ホテル等において、ジャニーズ Jr. のメンバーを含む多数の未成年者に対し、一緒に入浴したり、同衾した上、キスをしたり、身体を愛撫したり、性器を弄び、口腔性交を行ったり、肛門性交を強要したりする、などの性加害を行っていたことが明らかとなった。

ア 性加害が長期間にわたり繰り返されたこと

今回ヒアリングを行った対象者の中には、古くは1950年代に当時20歳頃のジャニー氏から性加害を受けたと供述する被害者がおり、1960年代初頭、芸能事務所に住み込みでレッスンを受けている者が寝ている際にジャニー氏が布団に入って体を触ろうとしたことがあり、1980年代以降にはジャニー氏の性加害を告発するいわゆる暴露本が多数発刊されており、1999年にジャニー氏による性加害の特集記事を掲載した週刊文春に対してジャニーズ事務所とジャニー氏が原告となって名誉毀損による損害賠償請求訴訟が提起され、ジャニーズ事務所側は性加害の事実を否定したもの敗訴しており、元ジャニーズ Jr. のヒアリング結果によれば、1970年代前半から性加害が続いている、直近では、2010年代半ばにジャニー氏から性加害を受けたと供述する被害者がいた。したがって、今回ヒアリングを行った被害者の供述からは、ジャニー氏の性加害の事実が1950年代から2010年代半ばまでの間にほぼ万遍なく存在していたことが認められた。

以上の各事実を総合的に判断すると、後に「第3 1 ジャニー氏の性嗜好異常」でも詳述するとおり、ジャニー氏は、古くは1950年代に性加害を行って以降、ジャニーズ事務所においては、1970年代前半から2010年代半ばまでの間、多数のジャニーズ Jr. に対し、上記のような性加害を長期間にわたり繰り返していたことが認められる。

イ 性加害が多数のジャニーズ Jr. に対して広範に行われたこと

ジャニー氏は、少数のジャニーズ Jr. に特定して性加害を行っていたわけではなく、多数のジャニーズ Jr. に対して広範に性加害を行っていた。一晩で合宿所や同じホテルの部屋に宿泊している複数のジャニーズ Jr. に性加害を行うこともあった。被害者のヒアリングからは、少なく見積もっても数百人の被害者がいるという複数の証言が得られた。

ウ ジャニーズ Jr. らの性加害に対する認識

ジャニー氏は、上記のとおり、ジャニーズ Jr. の採用、レッスン、デビュ

一及び売り出し方等のプロデュースをすべて自ら判断して決定しており、ジャニーズ Jr. に対して絶対的な権力を有していた。ヒアリングの各対象者は、下記のとおり、ジャニーズ Jr. の間では、ジャニー氏から性加害を受ければ優遇され、これを拒めば冷遇されるという認識が広がっていたと供述している。

- ・ジャニーズ Jr. の中でジャニー氏から性加害を受けた方が優遇されるという話があった。他のジャニーズ Jr. に性加害のことを話そうとしたところ、「おめでとう。」と言われた。
- ・性加害を受けた後、仕事は明らかに増えた。ジャニー氏の性加害を拒むとジャニー氏に嫌われて無視されるようになった。性被害について誰かに話していたらクビになっていたと思う。
- ・「性加害を受け入れると仕事もくれるんだ。上り詰めていくには積極的にジャニー氏を受け入れないといけないんだ。」という洗脳された状態になった。
- ・ジャニー氏から性加害を受けた際、ジャニーズ事務所に送られてきた履歴書がたくさん入った段ボール箱を見せられ、「YOUは選ばれたから、ここにいる。」と言われた。ジャニー氏は、そのようにしてジャニーズ Jr. を洗脳し、ジャニー氏の言うとおりにすれば、有名になれると思いこませていたのだと思う。
- ・性加害を受けるようになって、ステージに立つ回数や雑誌の仕事も増え、性加害を受けることで自分の仕事が増えたと思った。ジャニーズ Jr. の中には「合宿組」と呼ばれる者がおり、性加害を受け入れることで、もらえる仕事が増えると認識されていた。
- ・他のジャニーズ Jr. たちも「性加害を受け入れるのが当たり前で通過儀礼だ。」という話をしていた。「高校に入る頃になれば、性加害は止むからそれまでの我慢だ。」という話もあった。歪んで狂った世界で、デビューするにはこんな思いをしなければならないんだと思った。
- ・学園ドラマの仕事で別のプロダクションの同世代のタレントと仕事をする機会があり、他のタレントが性加害を受けることなく仕事をしているのを見て、自分の置かれている状況が異様なものに思われ、ジャニーズ事務所を辞めることにした。
- ・ジャニー氏の性加害を受けた後、マイクを持てるようになったり、コンサートで選抜メンバーとして歌うようになったりと序列が良くなつたので、ジャニー氏の性加害を断れなくなつた。ジャニー氏の「お気に入り」になれば実力以上に待遇が上がり、そのポジションを守るにはジャニー氏の性加害を断れず、断つたらチャンスがなくなると思っていた。実際にジャニー氏の「お気に入り」になって待遇が上がつた人や、断つて辞めていく人はたくさんいた。
- ・私は、どうしても芸能界の仕事がやりたくて高校も辞めていたので、被害に遭っていた当時は、ジャニー氏から嫌われてしまえば、仕事をもらえなくなつてしまい、「もう終わりだ。」という気持ちがすごくあつた。一緒に仕事をしていた仲間とは、「（ジャニー氏の求めを）断つたらまずいよね。」と話していた。
- ・レッスンは A～D のグループに分けられており、A グループにはジャニーさんのお気に入りの背の小さい子が多く所属していた。被害後、そのグル

ープの中での順位が上がった。他にも、コンサートに呼ばれたときに立ち位置が良かつたり、タクシーデモをもらつたりした。

このように、一連の性加害は、ジャニーズ事務所におけるタレントのプロデュースに絶対的な権力を持っていたジャニー氏が、デビューして有名になりたい（逆に、ジャニー氏の性加害を拒めば冷遇される）という各被害者の心情に付け込んで行っていたものと評価することできる。

エ ジャニーズ Jr. には性加害の被害申告をする機会がなかったこと

ジャニーズ Jr. が接する大人は、基本的にジャニー氏と振付師とマネージャーのみであり、ジャニーズ事務所の社員とも接点はなかった。

マネージャーがジャニーズ Jr. をジャニー氏の自宅へ送り迎えをし、ジャニー氏の自宅でジャニーズ Jr. がジャニー氏の性加害に遭うこともあった。被害者の中には、「スタッフは、ジャニー氏がジャニーズ Jr. の体を触る行為を日常的に目にしており、スタッフもジャニー氏の性加害を知った上で隠していると考えており、性加害はタブーであり、スタッフに相談できる雰囲気ではなかった。」「マネージャーは、ジャニー氏の家に行って泊まったジャニーズ Jr. がジャニー氏と一緒にリハーサル室に入ってくるのをマネージャーも見ているので、性加害のことは分かっていたはずである。」と述べる者もあった。

性加害が繰り返された合宿所の部屋につき、「合宿所でジャニーズ Jr. が雑魚寝をしていた風呂トイレ付きの広い部屋は、ジャニー氏の書斎とは部屋続きとなっておりドア一つで出入りできたが、廊下に面したドアは夜間施錠されていた。一度あるタレントが夜入ろうとしたら、ジャニー氏から『入るな』とひどく怒られたことがあった。ジャニーズ Jr. が寝ていた部屋は、マンションフロアの中ではジャニー氏のプライベートエリアで、同宿していた他のタレントも夜は近づくことがなかつたし、中の様子はわからなかつた。」と述べる者もあり、この部屋内部の状況が秘匿されていた状況がうかがわれる。

ジャニーズ事務所では、ジャニーズ Jr. を採用する際に所属関係の契約書などを締結していなかった。ジャニーズ Jr. は未成年として弱い立場にあるにもかかわらず、その権利の保護を受ける法的な手当てがなされていなかった（例えば、ギャラについて事前の取決めがあったわけではなく、交通費も現地で実費を支払うという運用を行っていた。また、突然、来なくていいと言われて辞めさせられることがあるという供述もあった。）。

ジャニーズ事務所は、ジャニーズ Jr. を稼働させるに当たって、ジャニーズ Jr. の親とこまめに連絡をとつて連携を図るような体制を取つておらず、ジャニーズ Jr. に何らかのトラブル等が生じても、親が適時に把握して介入して解決するという対応をすることができない状況であった。

このように、ジャニーズ Jr. は、性加害を受けても周囲の者や親に相談することはできない状態にあり、このような状況下で、ジャニー氏のジャニーズ Jr. に対する性加害が繰り返された。

オ 性加害後に現金を渡していたこと

多くのヒアリング対象者が、性被害を受けた翌日にジャニー氏から現金を渡された旨供述しているが、これは、ジャニー氏がそこまで意図していたかはさておき、各被害者に罪悪感を植え付けて関係性をコントロールし、被害を申告させにくくする手段であり、いわゆる性的手なづけのプロセスの一つと評価できる。

(3) 性加害の影響

今回のヒアリングにおいて、被害者らは、ジャニー氏による性加害の身体的、精神的影響について、下記のような供述をしている。

- ・ジャニーズのことは、自分で蓋をして終わらせていた過去でした。それが、今回の申告があつて、正直、余計なことをしてくれた、と思いました。ニュースなどを見るたびに当時のことを思い出して、フラッシュバックし、嫌な思いをしています。
- ・度重なる幻聴やフラッシュバックで、自殺願望も抱くようになりました。フラッシュバックとしては、女性と性交をしている時もジャニー氏の性加害を思い出して恐怖感を抱いたり、食事中にもそのような場面を思い出して吐きそうになったりしたこともありました。
- ・思い出して話すことによって、昔の事を思い出し過呼吸になります。
- ・最初に被害を受けたときに体が硬直しましたが、今でも歯医者に行ったときなどに体が硬直すると、性被害を受けた時に体が硬直した時のことと思い出します。性被害の生々しい話を聞くと今でもフラッシュバックします。
- ・私自身も性加害を告発して以降、毎晩寝るために電気を消すと、足先や、ふくらはぎ、太ももなどをジャニー氏に触られる感触が蘇り、足をこすらないと眠れなくなってしまいました。
- ・社会に出て仕事を始めるようになってからも、同性不信があり、権力がある人やジャニー氏と同年代の人を見ると恐怖を覚えました。社会生活に支障があり、上司からの指示に恐怖心から身構えて、仕事が続けられませんでした。
- ・ジャニーズの番組を見たときや、ジャニー氏に似た背格好の人が近づくことでは反応しませんが、男性からのボディータッチには過敏であり、いまだに好きではありません。
- ・まだ女性と性交渉をしたこともないのに、男性に犯されたなんていうこと、カッコ悪くて、恥ずかしくて、思春期の自分には到底言うことができませんでした。
- ・親に話すまでは、誰にも性被害について言えませんでした。話しても「しゃぶられた人なんだ。」、「しゃぶられたのに諦めたんだ。」などと思われるだけで、良いことはないと思っていました。
- ・性被害を人に話せば、自分のことも「変態」「お前やられたんだろ」とからかわれるのがオチだらうと思って、家族にも誰にも話しませんでした。
- ・前よりも、まっすぐ夢を追いかけるのが難しくなりました。誰かに媚びを売ったり、誰かに好かれたりしないといけないという感覚が残っています。
- ・性加害を受けた影響としては、人を表面だけでは見ないようにするようになり、世の中は汚いものだと思うようになりました。
- ・10代の頃から喫煙や飲酒をしたり、性依存症的になり、不特定多数の女性と関係を持ったりしました。初めて女性と性体験した時も、肌に触れられると

ジャニー氏に触られていたことを思い出し、すごく寒気がして鳥肌が立ってしまい、性行為が楽しめなくなって快感を得られなくなりました。

- ・中学生の時に女の子と付き合っても性行為となると恐怖感や不安を抱き、できませんでした。その後も、性行為をしたいとは思っていましたができませんでした。私は、性欲はあり、マスターべーションはできますが、この年になるまで女性と関係を持ったことはありませんし、性風俗に行ってもできません。
- ・女性と性行為をする際、自分が汚い存在であると心のどこかで思ってしまうようになりました。30代になったあたりまでは、そのように思ってしまう気持ちが残っていました。
- ・若い頃は、男性が寄ってくるのが怖くて仕方ないと感じたり、性被害を誰にも言えない苦しさがありました。説明が難しいですが、性被害体験が自分の中にあり、ずっと秘めておかねばならない苦しさでした。人生の「汚点」のようなものです。
- ・ジャニーズ事務所を退所後、ジャニー氏の性的な話を聞かれた際に、正直に話せば自分が変態扱いされるかもしれないという思いがあり辛いです。また、過去の性被害の経験を言葉にすることで記憶がよみがえってくるのも非常に辛いです。そのため、自分の過去の性被害については、一度蓋をして考えないようにしていました。
- ・性的関係をもつたびに、ジャニー氏から受けた性加害をすべて思い出していました。そのときは、思い出した内容を口に出しておどけることで、思い出したことによるストレスや負の感情を解消するようにしていました。

そのほかにも、うつ状態、あるいはうつ病になったという人や、大人に対して反抗的になった、感情の起伏が変わった、共感性を失ったなど、様々な影響が語られた。

一般的に、性加害を受けた後、被害者には様々なトラウマ反応が生じ得る。典型的なものは、その出来事に関連した場面が繰り返し頭の中によみがえる、あるいはそのときの身体感覚がよみがえるフラッシュバック、その出来事を思い出させる事物、人物や状況を避けようとする回避、睡眠障害や過度の警戒心、自分自身や周囲の人あるいは世の中に対して否定的な見方をする考え方（認知）の変化などである。

今回の被害者にも、日常の生活の中で、あるいは歯医者で横になっているとき、寝る前、女性と性行為をするときなど、様々な場面でのフラッシュバックが語られた。また、似たような男性などへの回避が続き、生活が制限される様子、世の中には汚いものだと思うようになったなどの考え方の変化も語られた。普段は思い出さずに生活していたという人も、それは「蓋をしていた」だけであり、蓋が開くと、トラウマ反応が再燃するということも語られていた。

また、性被害は、男女を問わず PTSD を生じるリスクが高い。男性の場合でも子どもの時に性被害に遭うと、うつ病や不安症、自殺のリスクが高くなる。さらに、男性の性被害者は、性機能不全が生じること、自らのセクシュアリティに不安を抱くこと、性依存になることもある。性加害行為の刺激による勃起や射精をしたこと、快感を感じたことで自責感が生じると、被害を人に相談で

きない気持ちが強まることもある¹⁴。

本ヒアリングにおいても、うつ病となったと語る被害者もいた。また、自分が汚いと思ってしまい性行為ができなかつた被害者や、不安を感じて勃起不全となつたと語った被害者もいた。一方で、性依存になつたと語った被害者もいた。そして、男に犯された男だ、といったような、男性性の傷つきや混乱も語られた。

一方で、「今直接影響していることはない」「性加害を受けたことについては、気持ち悪いという感覚だけがあります。後から心身に不調を感じたことはありません」と語つた者もいた。

一般的に、衝撃的な出来事を体験した後に生じるトラウマ反応の多くは、時間とともに回復することが期待できるが、深刻な性被害の場合は、回復が不十分なまま長引くこともしばしばある。また、いったんは気持ちに「蓋」をして忘れたつもりでも、なにかのきっかけで「蓋」が開くと、再びトラウマ反応が出現し精神的不安が高まることもめずらしくない。

(4) 性加害に関する認識

ア メリー氏の認識

メリー氏は、既に 2021 年に死去しているため、ジャニー氏の性加害について認識していたかどうかを直接確認することはできない。

しかしながら、メリー氏とその弟であるジャニー氏との間には、ジャニー氏の幼少期に母親が亡くなつて以降、メリー氏がジャニー氏の母親の役割を果たしてきたという家族としての深く緊密なつながりがあり、また、仕事の面においても、両名は、ジャニーズ事務所の共同創業者として役割分担をしながら会社経営の全般を担つていたという緊密な関係にあつたのであり、これに加え、以下の各事実を総合的に判断すると、メリー氏はジャニー氏の性加害を認識していたと推認するのが合理的かつ自然であると考える。

- ①後に詳述するとおり、ジャニー氏は、1960 年代に名和氏が経営する新芸能学院に入り出していたところ、ジャニー氏が、新芸能学院の生徒に性加害を行つたことが原因で名和氏から新芸能学院を追い出され、「ジャニーズ」のメンバー 4 人を引き連れて出ていった際、メリー氏も「もう引上げ時だよ。」と言つてゐた。その後、1964 年に名和氏からジャニー氏に対する損害賠償請求訴訟が起こされたが、その訴訟でもジャニー氏の性加害の有無が争点となり、週刊誌が報じた。最終的にこの訴訟では性加害の事実は認定されずに終わったが（この裁判で証言した「ジャニーズ」のメンバーの 1 人である中谷良氏は、後に、裁判では性加害を受

¹⁴ 女性に比べて男性の性被害者に見られる精神的影響に関する研究論文はいまだ少ない。ここに例示した精神変化については以下の論文を参照した：

Turner ら (2017) Child Abuse & Neglect 66, 64-72;

Thomas ら (2023) Behavioral Sciences 13, 304;

Monteith ら (2019) Psychology of Men & Masculinities 20, 115-127;

Groth ら (1980) The American Journal of Psychiatry 137, 806-810

けていないと嘘の証言をしたと述べている。）、上記のとおり、ジャニー氏と公私ともに緊密な関係を有していたメリー氏自身も新芸能学院にたびたび出入りしており、名和夫人とは親しい間柄であったことから、名和氏がジャニー氏の性加害に怒ってジャニー氏を追い出したことや当該訴訟でジャニー氏の性加害が争点となったことを当然認識していたはずである。また、新芸能学院の生徒がジャニー氏による性加害を申し立てているのを知った名和夫人が、訴訟提起前にもメリー氏に直接強く苦言を伝えたであろうことは容易に想像のつくことである。

- ②メリー氏は名和夫人と戦前より懇意にしていた。そして、名和夫人は、生前「ジャニー氏は、小さい頃にジャニー氏がやってきたようなことと同じような性加害を受けて育ったから、一種の病気なんだ。」と話していたということである。ジャニー氏の幼少期のことを知つておらず、そのことを名和夫人に話す人物としてはメリー氏以外には考え難いことから、その話をメリー氏から聞いたと考えられる。
- ③1970年代にジャニー氏から性被害を受けていたジャニーズJr.のヒアリングの中で、「メリー氏が『ジャニー氏は病気だから。』と言っていた。」という話を関係者から聞いた者がいる。
- ④1980年代からジャニー氏の性加害に関する暴露本が複数出版され、メリー氏もその内容は当然認識していたと考えられる。
- ⑤後に詳述するとおり、1999年に週刊文春がジャニー氏の性加害の特集記事を連載し、その後、ジャニーズ事務所及びジャニー氏は、週刊文春を発刊している株式会社文藝春秋（以下「文藝春秋」という。）に対し、名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起し、この裁判は、メリー氏らが、主張立証内容等の訴訟方針について担当していた。第一審の東京地裁判決は、ジャニー氏のセクハラ行為に関し、重大な部分が真実である証明がなされていないとして、ジャニーズ事務所側が勝訴した。その際、ジャニーズ事務所は、勝訴したことを社内で告知した上で、報道により社員が負った精神的負担に報いるために、勤続年数が一定以上の従業員全員に数万円ほどの報奨金を支払っている。その後、第二審の東京高裁判決は、ジャニー氏の性加害の事実を認め、ジャニーズ事務所がこれを不服として上告するも、最高裁はその上告を棄却した。一連の訴訟を担当していたメリー氏が、同高裁判決及び同最高裁決定の内容をすみやかに認識したことは明らかであるが、この判決及び決定については、東京地裁判決の時と異なり、ジャニーズ事務所内における積極的な情報共有をしなかつた。
- ⑥この訴訟の後、メリー氏がジャニー氏に対して、性加害について怒ったという話がある。
- ⑦週刊文春は、ジャニー氏が自宅で性加害を行っていたことを報じており、メリー氏は、ジャニーズJr.がジャニー氏の自宅に宿泊したことは知つていたが、メリー氏は、そのことを黙認していた。

以上の各事実を総合的に判断すると、後に「第3 2 メリー氏による放置と隠蔽」でも詳述するとおり、メリー氏は、単に、ジャニー氏を信じようとして、性加害の事実から目を背けて事実かどうかを確認していなかつたというよりも、むしろ、遅くとも 1960 年代前半には、ジャニー氏の性嗜好異常

を認識していたとするのが蓋然性の高い事実であると考えられる。メリー氏は、ジャニー氏の性加害について認識しつつ、ジャニーズ事務所を守るために、敢えてジャニー氏の性加害の事実について積極的な調査をせずに隠蔽していたと考えられる。

イ ジュリー氏の認識

ジュリー氏は、ジャニー氏の性加害が本当にあったと思うようになったのは、オカモト氏らに実際に会って話を聞いた時からであり、それまでは被害者の人たちから直接性加害の話を聞いたことがなかったため、ジャニー氏の性加害に関する具体的な認識はなかったと供述している。

他方、ジュリー氏は、1998年3月の取締役就任前に既に出版されていた暴露本を認識していたほか、1999年10月に週刊文春で連載が開始されたジャニー氏による性加害の特集も認識していた。したがって、ジュリー氏は、取締役就任時頃には、ジャニー氏によるジャニーズ Jr. に対する性加害の疑惑について認識していたと認められる。しかし、ジュリー氏は、ジャニー氏の性加害の事実について積極的な調査をするなどの対応はとらなかつた。

ウ 白波瀬氏の認識

白波瀬氏は、ジャニー氏が10代の少年を対象とした同性愛者であるという噂は聞いたことがあったが、ジャニー氏の性加害を直接見たわけではなく、そうした噂は信じていなかつたし、現在でもジャニー氏が性加害を行っていたとは考えていないと当初供述していた。

しかし、白波瀬氏は、再度のヒアリングにおいて、「私が現場マネージャーだった時、他のプロダクション関係者から『おたくの社長はホモなのか。』と言われたことがあり、芸能界に広くそのような認識が広まっていたことは知っていた。」「ジャニー氏のホモ・セクハラについて、メリー氏が話したことではなく、話し合える雰囲気でもなかつたし、ジャニー氏に直接聞くこともできなかつた。」「ジャニー氏が世話になっていた人の子息がジャニー氏から性加害を受けたと最近被害申告したことを知り、ジャニー氏が性加害を行つたのは真実だろうと思うに至つた。」と述べており、ジャニー氏の性加害が事実であることを認めている。

エ ジャニーズ事務所のその他の関係者の認識

ジャニーズ事務所のその他の関係者については、「ジャニー氏の性加害が噂になっていたことは知っていた。」「入社前から噂では知っていたし、実際にジャニーズ Jr. がジャニーさんの自宅に泊まっていたので、性加害があつてもおかしくはないと思っていた。」「被害者が次々に出てくる様子を見て、性加害の事実があつたのかなと思うようになつた。」と述べる者はいたものの、実際に性加害を目撃したり、被害者から性加害について直接話を聞いたりしたことがあると供述する者はいなかつた。

しかしながら、今回ヒアリングを行つた被害者の中には、「性加害を受けた後、ジャニーズ事務所に電話をかけて女性スタッフに『ジャニー氏が布団

に入ってきて色々触られたが、どうすればいいですか。』と聞いたところ、『デビューしたければ我慢するしかない。』と言われた。その後、事務所のスタッフと電話で話した際、『あんなことされるんだったら行けない。』と言ったが、そのスタッフは『(ジャニー氏は) しょうがない人だから、来てほしい。』『我慢すればいい夢が見られる。みんな通っていく道だ。』などと言っており、そういう世界なんだなと思った。』と述べる者がおり、その供述は具体的で信用できるものと考えられる。また、「マネージャーは、ジャニー氏の家に行って泊まったジャニーズ Jr. がジャニー氏と一緒にリハーサル室に入ってくるのをマネージャーも見ているので、性加害のことは分かっていたはずである。」「マネージャーに性加害に遭ったことを伝えると『自分の口からは何も言えないが、他のジャニーズ Jr. からも似たような話は聞いている。』と言われた。」と述べる者もあった。さらに、「ジャニー氏はスキンシップが激しく、ジュニアの肩を抱きながら体にタッチするといったことはあり、振付師もそれを見ていたし、振付師が『それで(性加害を受け入れることで)仕事をもらっている。』みたいな話をしていたことがあるので、振付師もジャニー氏の性加害を知っていたはずである」と述べる者もあった。

このような供述に鑑みると、ジャニーズ事務所のマネージャーやスタッフ等の関係者中にもジャニー氏の性加害の事実を認識している者が相当数いたと考えられる。

(5) その他

ジャニーズ事務所のマネージャーがジャニーズ Jr. に対して性加害を行っていたという報道があったが、特別チームの調査でも、ジャニー氏以外にも、ジャニーズ事務所の社員による性加害があることが確認された。

4 ジャニーズ事務所の対応

(1) 過去の訴訟と暴露本の出版

ア 新芸能学院訴訟

ジャニー氏の性加害は、古くは 1960 年代から問題視され、週刊誌で報道されていた。

新芸能学院の学院長であった名和氏は、1965 年頃、ジャニー氏に対して訴訟を提起した。ジャニー氏は「ジャニーズ」のメンバー 4 人を新芸能学院に所属させていたが、同学院内においてジャニー氏が男子生徒 15 名に対して性加害行為をしていたとして、名和氏がジャニー氏を追い出し、ジャニー氏が「ジャニーズ」のメンバー 4 人を引き連れて出て行つたことから名和氏との間でトラブルとなり、名和氏が「ジャニーズ」の授業料、宿泊費等約 270 万円の支払いを求めて訴訟を提起した。この訴訟の証人尋問において、「ジャニーズ」の 4 人も証言したが、4 人とも性加害の事実を否定して、最終的

にこの訴訟では性加害の事実は認定されずに終わった¹⁵。

なお、上記のとおり、ジャニー氏は、1960年代初頭、新芸能学院に住み込みでレッスンを受けていた生徒が寝ている際に布団に入って体を触ろうとしたことがあり、その研修生は、この裁判でそのことを証言した。

この訴訟については、その当時、週刊誌でも「同性愛裁判」などとして取り上げられた。

イ 暴露本の出版

その後、1980年代になると元フォーリーブスの北公次氏（以下「北氏」という。）がジャニー氏の性加害を告発した『光 GENJI へ』（データハウス、1988年）等の「暴露本」¹⁶が多数出版されるようになった。

（2）1999年の週刊文春の特集

ア 週刊文春の特集記事の概要

週刊文春は、1999年10月から14週連続でジャニーズ事務所の特集記事を掲載し、その中でジャニー氏の性加害についても大きく取り上げた。具体的には、下記の週刊文春において、元ジャニーズJr. やジャニーズ事務所OBによるジャニー氏から受けた性加害の告発や、ジャニーズ事務所が週刊文春に対して提起した損害賠償訴訟などに関する記事が掲載されている。

（ア）1999年11月4日号「ジャニーズの少年たちが耐える『おぞましい』環境 元メンバーが告発」

元ジャニーズJr. が合宿所においてジャニー氏から肛門性交をされて5万円を渡されたなどの性加害を数回受けたという記事を掲載している。

（イ）1999年11月11日号「ジャニーズの少年たちが『悪魔の館』で強いられる“行為”」

元ジャニーズJr. が合宿所においてジャニー氏から身体をマッサージされた後に口腔性交をされて1~5万円を渡されたなどの性加害に関する記事を掲載している。

（ウ）1999年11月25日号「ジャニー喜多川は関西の少年たちを『ホテル』に呼び出す」

¹⁵ なお、このとき証言した「ジャニーズ」のメンバーの1人である中谷良氏は、後に著書『ジャニーズの逆襲』（データハウス、1989年）において、裁判では嘘の証言をしており、実際はジャニー氏に性加害を受けていた旨を述べている。

¹⁶ 「暴露本」としては、北公次氏『光 GENJI へ』（データハウス、1988年）、中谷良氏『ジャニーズの逆襲』（データハウス、1989年）、平本淳也氏『ジャニーズのすべて 少年愛の館』（鹿砦社、1996年）、豊川誕氏『ひとりぼっちの旅立ち』（鹿砦社、1997年）、木山将吾氏『SMAP へ—そして、すべてのジャニーズタレントへ』（鹿砦社、2005年）等がある。

元関西ジャニーズ Jr. がホテルにおいてジャニー氏から口腔性交をされて 3 万円を渡されたなどの性加害に関する記事を掲載している。

(エ) 1999 年 12 月 2 日号「ジャニーズ OB が決起 ホモセクハラの『犠牲者』たち」

ジャニーズ事務所 OB が、ジャニー氏が自宅やコンサート先で宿泊したホテルでジャニーズ Jr. に対して性器を弄んだり、肛門性交などを行ったりしていたと告発する性加害に関する記事を掲載している。

(オ) 1999 年 12 月 9 日号「ジャニー喜多川 小誌だけが知っている『絶体絶命』」

ジャニーズ事務所 OB がジャニー氏から肛門性交をされたとか、元ジャニーズ Jr. が自宅でジャニー氏から口腔性交を 40 回程度されたなどの性加害に関する記事を掲載している。

(カ) 1999 年 12 月 23 日号「ジャニー喜多川殿 ユー、法廷に立てますか？」

ジャニーズ事務所が週刊文春に対して提起した損害賠償請求に言及する記事を掲載している。

(キ) 1999 年 12 月 30 日号「外国人記者が『ジャニー喜多川 ホモ・セクハラは日本の恥』」

外国人記者がジャニー氏の性加害について行った発言内容に関する記事が掲載されている。

(ク) 2000 年 1 月 27 日号「“ジャニーズ裁判” 元タレントはなぜ『偽証』した」

新芸能学院の名和氏が 1960 年代にジャニー氏が同校の少年らに性加害を行っていたと供述している記事が掲載されている。

(ケ) 2000 年 2 月 10 日号「NY タイムズも報じたジャニー喜多川『性的児童虐待』」

2000 年 1 月に米紙「ニューヨーク・タイムズ」に「陰りゆく、日本のスター・メイカー」と題するジャニー氏の性加害に関する報道がなされたという記事が掲載されている。

(コ) 2000 年 2 月 17 日号「ジャニー喜多川『性的虐待』日本のメディアは腰くだけ ピュリツァー記者が激白」

アメリカのピューリツァー記者が日本のメディアがジャニー氏の性加害を報道しないことを疑問視しているという記事が掲載されている。

イ ヒアリング結果

ジャニーズ事務所の関係者のヒアリングにおいて、この週刊文春の特集記事について聴取した。この点については、「週刊文春の記事については社内では何も共有されていなかった。社内ではそのことについて話すのははばかられるという感じであった。」「週刊文春の記事や裁判等に対するメディア対応は、基本的に白波瀬氏らの宣伝部が対応していたが、社員への聞き取りなどは行われていなかった。」「仕事に追われていた時期である上、記事に関する事務所内での情報共有はなかったので、知らなかった。」「週刊文春の報道があった当時は入社間もなく余裕がなかったので、会社がどのような対応をしていたのか記憶がない。」「週刊文春の報道に関して、会社から社員に対しての情報共有は全くされていなかった。」「今回の問題が起こって初めて週刊文春の連載を読んだ。」などと供述する者がいた。

このように自社の代表取締役であるジャニー氏が性加害を行っているというスキャンダラスな記事が週刊誌に掲載されたが、ジャニーズ事務所は、ジャニー氏に確認するなど事実関係の調査等の対応を行わなかった。

ジャニー氏とメリー氏は、ジャニー氏の性加害を否定するという方針を探ることとし、週刊文春を発行している文藝春秋に対して、名誉毀損による損害賠償請求を提起した。

(3) 損害賠償請求

ア 東京地裁平成14年(2002年)3月27日判決

週刊文春が上記のようなジャニー氏の性加害に関する特集を掲載したことから、ジャニーズ事務所とジャニー氏は、東京地裁において、文藝春秋に対し、名誉毀損による不法行為を理由として5350万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起した。

この裁判においては、週刊文春から取材を受けた元ジャニーズJr.2名が証人として証言している（証人保護のため、証人とジャニー氏との間について立てを立てて非公開で証人尋問を実施している。）。

東京地裁は、2002年3月27日、ジャニー氏の性加害の記事について、①元ジャニーズJr.の証人の供述は、ジャニー氏のセクハラ行為を真実であると証明にするには、なお足りるものではない、②文藝春秋がセクハラ行為を真実と信ずるにつき相当な理由があったとは言えないことを理由として、名誉毀損による不法行為責任を認め、文藝春秋に対し、5350万円を支払い、謝罪広告を掲載することを命ずる判決を言い渡した。

文藝春秋は、この東京地裁判決を不服として、東京高裁へ控訴した。

イ 東京高裁平成15年(2003年)7月15日判決

東京高裁は、2003年7月15日、以下のような理由から、第1審の東京地裁判決の認定を覆して、ジャニー氏のセクハラに関する記事が真実性の要件

を充足し、違法性が阻却されると認定した。

- ①取材に応じた複数の少年らは、ジャニー氏からセクハラ行為を受けたと供述しているが、そのセクハラ行為の態様やその時の状況に関する供述はおおむね一致して具体的であり、その供述は信用できる。
- ②元ジャニーズ Jr. の証人が証言したセクハラ行為について、ジャニー氏は、「そういうのは一切ございません。」と述べるだけであって、具体的な反論や反証を行っていない。
- ③北氏の『光 GENJI へ』等の記載についても事実ではないと述べるもの、積極的に反論や反証を行っていない。
- ④ジャニー氏は、20 年以上も前に病気の手術のため性的機能を失っていたから、少年らに淫行を行うことは不可能であったと主張しているが、医師の診断書には、手術を受けたことは記載されているものの、この手術の後遺症として性的機能を失ったとは記載されておらず、ジャニー氏が完全に性的機能を失ったとは認めることができない。
- ⑤ジャニー氏が元ジャニーズ Jr. の証人の証言について、「僕が彼らを全然恨んでも何でもいません。だけど、先生が、今、うそ、うそとおっしゃいますけど、彼らはうその証言をしたということを、僕は明確には言い難いです。」と供述しているのは極めて不自然である。

東京高裁は、以上のような理由を述べた上、「これらの一審原告喜多川〔注：ジャニー氏を指す。〕の供述内容は、少年らからいわれのない誹謗中傷をされ、しかも、精神的・社会的に未成熟な少年らに対しホモセクシュアル行為を行ったという道徳上も強く非難されるべき破廉恥な行為をしたとの虚構の事実を述べられたものであったとすれば到底考えられないものであり、また、前記のとおり一審原告喜多川の陳述書である甲 30〔注：20 年以上前の手術のため性的機能を失っていたから、少年らに淫行を行うことは不可能であった旨記載したジャニー氏の陳述書〕には、一審原告喜多川が昭和 49 年 6 月の手術により完全に性的機能及び能力を失ったと記載されているところ、その記載が本当であったとすれば、一審原告喜多川がホモセクシュアルな行為をしたとの少年らの供述がうそであると断定できる有力な根拠になると考えられるにもかかわらず、上記のとおり、一審原告喜多川は、『だけど、先生が、今、うそ、うそとおっしゃいますけど、彼らはうその証言をしたということを、僕は明確には言い難いです。』と供述しているのであって極めて不自然であり、かえって、この供述部分は、甲 30 の記載内容の真実性についても重大な疑問を抱かせるものというべきである。」と結論付けている。

ウ 最高裁平成 16 年（2004 年）2 月 24 日決定

その後、ジャニーズ事務所及びジャニー氏は、この東京高裁判決を不服として最高裁へ上告したが、最高裁は、2004 年 2 月 24 日に上告を棄却し、東京高裁判決が確定した。

エ 裁判結果を受けての対応

上記のとおり、東京地裁は、ジャニー氏の性加害を否定したものの、2003年7月の東京高裁は、性加害の事実を認め、2004年2月に最高裁が上告棄却したことにより、性加害の事実の存在を司法が認めるという結果になった。ジャニーズ事務所関係者は、このような司法の判断を受けたが、性加害の事実関係を調査して適切な対応を行うことはなかった。

オ ヒアリング結果

ジャニーズ事務所の関係者のヒアリングにおいて、この週刊文春の特集記事に関する裁判について聴取した。

この点については、「週刊文春の裁判の時期も、裁判をやっていたことについて認識しておらず、今回の問題が起こって初めて週刊文春についての連載を読んだ。」「週刊文春との裁判についてはマスコミからの情報だけ知っており、会社からは何も告知はされなかった。」「社内では、裁判になったことは噂程度で、何も情報が回っていなかった。」「外部の方から第一審の裁判結果について言わされたことをきっかけで記事に書かれているようなことがあったことを知った。」「裁判の過程や内容について、当時は全く知らなかった。」「文春との裁判に関しても上層部が対応しているんだろうという感じであった。第一審で事務所が勝ったという認識で止まっていた。」「第一審でジャニーズ事務所側が勝訴した際、ジャニーズ事務所は、勤続年数が一定以上の従業員全員に数万円ほどの報奨金を支払っているが、その後、第二審判決がジャニー氏の性加害の事実を認め、最高裁が上告棄却した際にはジャニーズ事務所内で情報共有されなかった。」などという供述が得られたのみであり、自社が当事者になっている社会的にも影響の大きい裁判であるにもかかわらず、ジャニーズ事務所の中においては裁判、特に敗訴について情報共有がなされていなかったことがうかがわれる。

また、「週刊文春の裁判で、ジャニー氏の性加害について真実性があると認定した判決については、今は正当だったと思っている。」と述べる者がいる反面、「今でも、1999年の文春の報道についての裁判での、性加害があつたとの主張は全て虚偽であるとの立場は、個人的には変わっていない。裁判が終わった後にも、ジャニー氏から、『僕はそういうことはやっていないから。』と言われた。」と当初述べていた者や、「裁判所の判決については、間違ってはいないと思う。というのも、ジャニー氏が真犯人のことを庇って本当のことを話さなかつたと思うからである。」と述べる者もいた。

(4) ジュリー氏体制における対応

2019年7月にジャニー氏が、2021年8月にメリー氏がそれぞれ死去し、その後、ジュリー氏が中心となってジャニーズ事務所を経営する体制となった。

ジャニーズ事務所の絶対的な権力者であり、性加害の当事者であるジャニー氏や、性加害を認識しつつこれを放置していたメリー氏が存命時においては、ジャニー氏の性加害について事実関係を調査して適切な対応を行うことは事実上難しかったとも考えられるが、両者の死後、そのような調査や対応をすることが容易になつたはずである。しかしながら、この段階に至つても、ジュリー氏は、性加害の事実関係を調査して適切な対応を行うことはなかった。

(5) 2022 年の BBC の取材の対応

ア BBC からの取材依頼

2022 年 8 月 18 日、イギリスの公共放送局である BBC から、ジュリー氏に對し、ジャニー氏の性加害についてインタビューをしたい旨の取材依頼が電子メールで届いた。

ジャニーズ事務所は、同年 9 月 8 日、他の取材依頼と同様に、BBC のインタビュー取材を辞退することにし、BBC の番組プロデューサーに以下のようない回答を返信した。ジャニーズ事務所が送付した回答には、ジャニー氏の性加害については言及されておらず、上記の「ジャニーズ Jr. 活動指針」を引用するにとどまるものであった。

はじめに、ジャニー喜多川は、生涯プロデューサーとして、数多くのタレントを育成し、エンターテイメントを創出してまいりました。ジャニーズのエンターテイメントの基礎はジャニーが築き上げたものであり、ジャニー自身も、タレントとしての成長のみならず、人としての成長に重きを置いて育成しておりました。そして、その理念を受け継ぐ私たちも、「ジャニーズ Jr.」としてデビューを目指すタレントたちが自分自身の将来を考え、その先の人生が豊かになるような活動が理想的であると考えております。そのためにも、私たちは、デビュー前のタレントとしての活動に一定の年齢制限を設ける制度を実施しております。一般的に大学を卒業して就職をする年齢である 22 歳において、今後のタレントとしての活動が難しいと判断される場合には、一度立ち止まって自分の人生と向き合い、自らの将来を選択できる機会を設けることにしています。また、このような制度と併せて、以下①ないし⑨に例示したような、保護者との連携、活動時間の厳守、学業の優先といったルール・ポリシーの遵守や、コンプライアンス講習会の実施、薬物検査などといった取り組みを実践しております。私たちは、これらの制度やルール・ポリシーの遵守を通じて、今後とも皆様に安心して楽しんでいただけるエンターテイメントを提供して参ります。

①デビュー前の活動における年齢制限

前述のとおり、デビュー前のタレントが一定の年齢に達した際に、今後のタレント活動について話し合う機会を設け、芸能活動以外の様々な可能性を失うことのないよう制度化しております。

②保護者同伴の説明会の実施

タレント活動に関する初回の合意書の締結に際しては、必ず保護者同伴で説明会を実施し、本人及び保護者に署名いただいています。2 回目以降の説明会は本人のみで実施していますが、合意書面は持ち帰り、本人及び保護者に署名の上で提出していただいています。

③未成年者の保護者宅からの活動参加

学生に限らず未成年者は保護者のいる自宅より通うことをルールとして定めています。

④学業の優先

試験期間、体育祭や文化祭、修学旅行などの学校行事なども含め、タレント活

動のスケジュールよりも学業を優先させるよう合意書で定め、実践させています。また、大学等への進学についても積極的に奨励しております。

⑤弁護士を招いた定期的なコンプライアンス・ミーティング

どのような場合でも自分で考えて正しく行動できるよう、法令の説明だけでなくケーススタディを用いたコンプライアンスに関するミーティングを定期的に実施しています。また、定期的に弁護士とコミュニケーションを取ることで、万一の際でもタレントが相談しやすい環境を整備しています。

⑥社会貢献活動への参加

「Johnny's Smile Up ! Project」などのボランティア活動に参加し、災害発生時の被災地に対する支援活動の実施（義援金、支援物資の提供など）や、コロナ禍における医療従事者への支援活動の実施（医療物資の提供、看護協会への寄付等）を通じて、社会の一員としての自覚を促しています。

⑦活動時間の厳守

学生生活を送るにあたり支障がなく、安全に帰宅できる時間までの範囲でタレント活動やレッスン活動を終えるようにルールを設けております。また、年齢ごとに活動時間を定め、厳守しております（中学生は20時まで、高校生22時までの活動に限っています）。

⑧薬物検査

不定期に、事前に検査を伝えない抜き打ち検査を半年に1回実施。主な検査対象薬物（覚せい剤、大麻、マリファナ、幻覚剤など）

⑨必要な場合に顧問医の心療内科受診

心療内科の医師と提携して、精神的な不安などがある場合には遠慮なくタレントが相談できる体制を構築し、周知しています。

その後、BBCは、2022年11月21日付け「Right to Reply BBC Document-The Johnny Kitagawa Story(w/t)」と題する書面をジュリー氏宛てに送付してきた。

この書面は、BBCが「The Johnny Kitagawa Story」という番組を作成してジャニー氏の未成年に対する性的虐待について放送する予定であることから、BBCの編集ガイドラインに基づいて、ジャニーズ事務所へ意見やコメントをする機会を提供するというものであった。

具体的には、以下の点について回答を求めるものであった。

- ①ジャニー氏が多数の未成年に対して繰り返しオーラルセックスや肛門性交を行った。
- ②ジャニーズ Jr. がジャニー氏の性的虐待を受け入れなければ、彼らのキャリアに悪影響が生じる。
- ③週刊文春がジャニー氏の性的虐待の記事を掲載した当時、ジャニーズ事務所は、ジャーナリストに対して、これらのネガティブな記事を封じ込めるために報酬を支払った。
- ④ジャニーズ事務所と日本のメディアとの間には一定の共通認識がある。すなわち、ジャニーズ事務所の知名度のあるタレントの出演と新人で認知度の低いタ

レントの出演が交換される。ジャニーズ事務所のタレントのアクセスを増やすため、他のタレント事務所の男性バンドは、ジャニーズのタレントと同じ番組には出演できず、ジャニーズ事務所に関するネガティブな報道は抑制される。
⑤ジャニーズ事務所は、被害当時未成年であった所属タレントによるジャニー氏から性的虐待を受けたとの申立てに関与することを拒否している。

ジャニーズ事務所は、BBC に対して下記のような回答を送付した。この回答は、コンプライアンス遵守の徹底やガバナンス体制の強化等について一般的に触れるにとどまっており、ジャニー氏の性加害については言及されていなかった。

この度は、BBC Documentary-The Johnny Kitagawa Story(w/t)に関する意見・回答の機会をいただきありがとうございます。貴社から送信いただいた 2022 年 11 月 21 日付「Right to Reply BBC Documentary-The Johnny Kitagawa Story(w/t)」と題する書面（以下「貴社書面」といいます）を拝読いたしましたので、以下のとおりご回答いたします。また貴社に対しては 9 月にもレターを送らせていただいておりますが、今回正式にこのような機会を頂戴しましたので本回答書を正式なものとしてご査収いただきますようお願いいたします。今回、このような内容で貴社よりご取材いただいたことを大変重く受け止めております。弊社では、2019 年の弊社代表の死去に伴う経営陣の変更を受けて、時代や新しい環境に即して、経営陣、社員による聖域なきコンプライアンス遵守の徹底、また偏りのない中立的な専門家の協力を得てのガバナンス体制の強化等、全社一丸となり社会から信頼いただける透明性の高い組織体制及び制度整備を一步ずつ進めております。具体的には、新体制が発足して最初の年明けになる 2023 年 1 月に、新体制及び新制度等の発表、施行を計画しております。

イ 取材依頼への対応

ジャニーズ事務所は、上記のとおり、BBC からジャニー氏の性加害に関する取材依頼を受けたにもかかわらず、これに正面から答えないという対応をしているが、ジャニーズ事務所の幹部の一人は、その理由について、「ジャニー氏は既に死去しており、今起こっていることではないことに対してどう対応すべきかに苦慮したものの、現経営体制の中に問題があるというわけではなかったので、事実の調査などは行わなかった。」と述べている。

(6) 2023 年の対応

ア 2023 年元旦の全面広告

ジャニーズ事務所は、2019 年にジュリー氏が社長に就任して以来、ガバナンスやコンプライアンスの強化を進めてきたが、この方針を対外的に発信すべく、2023 年の元旦に日本経済新聞の紙面において、「明日の“私たち”へ。一步ずつ。」と題する全面広告を公表した¹⁷。

¹⁷ ジャニーズ事務所のサイトの「企業情報」においても公開されている。
(<https://www.johnny-associates.co.jp/message/>)

この全面広告を公表したのは、コンプライアンス等の強化の取組みを対外的に発信するためであったが、他方、社長交代・体制変更による社内意識改革や制度改革を進めていく中で、今回のBBCの取材があったこと自体が、コンプライアンス重視を大きなテーマにする一つのきっかけになったとのことです。

明日の“私たち”へ。一步ずつ。

ジャニーズ事務所誕生から61年。
日本の音楽シーンの変遷の中で積み重ねた歩み。
それは心が踊る瞬間を生み出し、“夢と希望”を届けることにありました。

あらゆるビジネスがそうであるように、求められるものが変化する中、タレントへの温かいご声援と、輝きを生み出すためにご尽力いただいた皆様の存在に支えられて、今、私たちはこの場にいることができています。

世界の人々が“生きること”を考えさせられ、一斉に立ち止まったこの数年間。私自身も、ジャニーズ事務所の未来に全責任を負う立場となる中で、「音楽やエンターテインメントに何ができるか」「私たちの仲間が、どう生きることが幸せか」を問い合わせ続ける日々でした。

「私たちが、社会に提供できる価値とは」
「私たちが大切にしてきたものは」
その答えを考え抜き、「変えるもの」と「変えないもの」の軸を強く持つこと。それが今、一番必要なことだと感じています。

タレント、支えるスタッフ、舵取りを行う経営者が、同じ目線で語り、夢を分かち合う。
それぞれが未来を見つめ、プライドを持ってプロとして技を磨き、思いをぶつけ合う。
そこで生まれる絆が、支えてくださるファンの皆さんとも重なったとき、また新しい風景が見られると確信しています。

2023年、始まりの日。
これから歩みに、皆様のまなざしが共にあることを願って。

この全面広告は、さらに「2023年“私たち”の約束として、下記の4つの取組みを公表している

①「コンプライアンス体制の整備・実践」

企業が求められる責任を果たす
独立性・中立性のある経営監視・監督体制の整備
経営者・スタッフ・タレントの聖域なき法令遵守徹底
透明性の高い企業としてのルール策定・研修実施等

②「タレント・スタッフ・経営の三位一体体制」

ファンファーストを原点に“ひとつ”になる

タレント：“魅せる”を磨き、夢と希望を生み出すプロ
スタッフ：パフォーマンスをより輝かせ、届けるプロ
経営者：想いを束ね、未来をデザインするプロ
三者それぞれの声を、ファンに向けて生かす仕組みづくり

③ 「社会貢献活動の継続・発展」

あらゆる場所で、さまざまな世代に感謝を伝える
社会貢献活動に参加したタレント・スタッフの経験の共有
次の活動を考えるための、支援の意義の継承
タレント起点での活動を、即時実現させる環境づくり

④ 「個性の尊重・人づくり」

人としての成長、タレントとしての成熟
学びによる成長機会の優先、“自らを考える”を支える環境づくり
個性と考え方の変化を尊重した機会・選択肢の提供
メンター制度導入等による対話の重視

イ コンプライアンス委員会

既に述べたとおり、ジャニーズ事務所は、2023年1月に経営管理本部内にコンプライアンス推進室を設立し、コンプライアンス委員会を設置した。コンプライアンス委員会は、同年2月1日から、月1回のペースで様々なコンプライアンスの問題をテーマに開催されているが、この段階では、ジャニーズ事務所として、ジャニー氏の性加害の事実を認めるという姿勢ではなかったことから、このコンプライアンス委員会で、ジャニー氏の性加害の問題について言及されることとなかった。

ウ BBC 報道

BBCは、2023年3月18日、ドキュメンタリー動画「J-POP の捕食者 秘められたスキヤンダル」(“Predator: The Secret Scandal of J-Pop”)と題する番組を日本でも配信した。

このドキュメンタリー動画は、ジャニーズ事務所への在籍時にジャニー氏による性加害に遭ったという男性や、週刊文春の記者の証言を紹介しながら本件に関する疑惑や、マスメディアの報道姿勢への疑問を報じたものであった。

このドキュメンタリー動画の配信直後、地上波や新聞などがこの動画を取り上げることはなく、週刊文春やウェブメディアがその内容を報じるにとどまった。

ジャニーズ事務所は、この頃より、外部の専門家、有識者、ジャーナリストなどから本件における問題点、対応策、改善策等について本格的な意見聴取を開始し、幹部役員を含むミーティング等を随時行ってきた。

エ 被害者による性加害の申告

2023年4月12日、ジャニーズJr.として活動していたオカモト氏が東京

都内の日本外国特派員協会で記者会見し、ジャニー氏の性加害の事実を訴えた。

この件が朝日新聞デジタルで報じられると、同月 22 日に TBS、NHK、テレビ朝日、同月 23 日にフジテレビがそれぞれ自社の Web メディアで取り上げられ、さらに、テレビで放送中的一部ニュース番組でも報じられるに至った。

同年 5 月 2 日、ジュリー氏は、オカモト氏とジャニーズ事務所において面談を行った。

オ ジャニーズ事務所による対応策の公表

ジャニーズ事務所は、これまでジャニー氏の性加害について認めないと方針で対応してきており、それに対して、日本のメディアも基本的にジャニー氏の性加害については取り上げないことが多かった。

しかし、今回、BBC の報道や、それに続くオカモト氏をはじめとする被害者による一連の性加害の申告を契機として日本の一般的なメディアもジャニー氏の性加害について大きく報道するようになったことから、ジャニーズ事務所は、もはやこれまでどおりの方針を維持することは困難であると考えた。

そこで、ジャニーズ事務所の幹部は、2023 年 5 月 14 日、ジュリー氏が、ジャニー氏による性加害に関するジャニーズ事務所の見解及び今後の対応を説明する動画と文書（「故ジャニー喜多川による性加害問題について当社の見解と対応」）をジャニーズ事務所のサイトで公表した¹⁸。

その後、同月 17 日には、NHK が「クローズアップ現代」でこの問題を取り上げ、これ以降、新聞、地上波、BS、ウェブメディア等を問わず本件に関する特集を組んだ報道がなされるようになった。

ジャニーズ事務所は、その後の報道状況なども踏まえ、外部専門家による特別チームを設置することとし、同月 26 日、コーポレートサイトにて『『心のケア相談窓口の開設』『外部専門家による再発防止特別チームの設置』『社外取締役』についてのお知らせ』を公表し、

- ① 「心のケア相談窓口」を開設して、性加害を受けたジャニーズ事務所の所属経験者に対する心療内科医又は公認心理師による個別対応を実施すること、
- ② 「外部専門家による再発防止特別チーム」を設置して、ジャニーズ事務所のガバナンス上の問題点の把握及び再発防止策の策定・提言を行ってもらうこと、
- ③ コンプライアンス遵守、再発防止策の確実な遂行を含めた経営体制の改善と強化に向け、同年 7 月 1 日付で、社外取締役として、中井徳太郎氏（元環境事務次官、以下「中井氏」という。）、白井一幸氏（元プロ野球選手・2023 年 WBC 侍ジャパンヘッドコーチ、以下「白井氏」という。）及び藤井麻莉氏（弁護士、第二東京弁護士会のハラスメント相談員・調査委員経験者、以下「藤井氏」という。）が就任すること

¹⁸ ジュリー氏の動画については、ジャニーズ事務所のサイトの「お知らせ」において公開されている。

(<https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-700/>)

を明らかにした¹⁹。

¹⁹ ジャニーズ事務所のサイトの「お知らせ」において公開されている。
(<https://www.johnny-associates.co.jp/news/info-702/>)

第3 本事案の原因

1 ジャニー氏の性嗜好異常

ヒアリングに応じたあるジャニーズ事務所関係者からも「あの人は天才です。」という言葉が聞かれたように、ジャニー氏の芸能プロデューサーとしての傑出した才能は、芸能界関係者から遍く認められているところである。さらにはジャニー氏が育て世に送り出した多くのアイドルが活動する姿から、数多くのジャニーズファンが、楽しさと喜びを得ただけでなく、励まされて力づけられてきたことも広く知られたことである。また普段接するジャニー氏の人柄については、「優しく気さくで」「まめに気遣ってくれる」良い人で、ジャニー氏のことを「悪く言う人はいなかった」など、被害者からすらも好意的な評価や感謝の言葉が多く述べられた。

その一方で、特別チームがヒアリングを実施した元ジャニーズ Jr. の証言からは、ジャニー氏は、中学生世代（13歳から15歳）を中心に一部高校生を含むジャニーズ Jr. の思春期少年を性愛対象として、同意なき性行為を強要する性加害を繰り返した事実があきらかとなった。性加害の内容は、マッサージと称して体を撫でまわす、性器に触る、ディープキスをする等のわいせつ行為や、口腔性交により射精させる、肛門性交をしたりさせたりするといったものである。それらの行為は、勇気をもって名乗り出た被害者の申し立てや、一連の暴露本や週刊誌の記事等においてこれまで告発してきたジャニー氏による性加害と、ほとんど同一の内容であった。

元ジャニーズ Jr. がジャニー氏による性加害に遭った時期は、1970年代前半から2010年代半ばまでの間に万遍なく続いており、しかも同時期に多数のジャニーズ Jr. が被害を受けていたことも証言からあきらかとなった。したがってジャニー氏によるジャニーズ Jr. の思春期少年に対する性加害は、長年にわたり広範に行われていたことは紛れもない事実である。

また A 氏のヒアリングによれば、いつもお菓子などを持つて自宅に遊びに来る優しいお兄さんで、家族からも好かれていた当時 20 歳頃のジャニー氏から、泊まる度に小学校低学年で当時 8 歳の A 氏に対して、体を撫で回すことから始まり、陰部を弄び、口腔性交により相手を射精にいたらしめ、さらに肛門性交を試みるといった一連の性加害が幾度となく繰り返された。また当時 A 氏の同級生で遊びに来た B 氏に対しても、車で自宅まで送る際に、車中で体を撫で回した上に口腔性交が幾度となく繰り返された。

さらに C 氏のヒアリングからは、ジャニー氏が新芸能学院内に個人事務所を創業した 1960 年代前半にも、思春期少年に対して性加害を行っていたことが確かめられた。

こういった性加害行為の内容は、1970 年代から 2010 年代にわたりジャニー氏から被害を受けた元ジャニーズ Jr. においても、驚くほどに似通っていることがヒアリングの結果から確認された。このように 20 歳頃から 80 歳代半ばまでの間、性加害が間断なく頻繁かつ常習的に繰り返された事実は、ジャニー氏に顕著な性嗜好異常（パラフィリア）が存在していたことを強く裏付けるものである。

性嗜好異常とは、性愛の表現型が異常な、強烈かつ持続的な性的関心²⁰を特徴とするものであるが、もっぱら未熟な思春期少年を性愛対象としたジャニー氏の性的関心と同意なき性行為の強要が長年続いたことは、被害者の年齢層（中心は13～15歳）がいわゆる小児性愛（13歳以下）に比べ定義上は若干高くなるものの、まさに性嗜好異常の一型とみなすことができるものである。

したがって、ジャニーズJr.の思春期少年に対して、長年にわたり広範に行われた性加害の根本原因は、ジャニー氏の個人的性癖としての性嗜好異常にほかならない。

2 メリー氏による放置と隠蔽

メリー氏はジャニー氏より4歳年長の姉であり、戦前、戦中、戦後の日本とアメリカでの暮らしの中で、幼い頃から姉弟で苦楽を共にしてきた間柄である。ことにジャニー氏が2歳のときに母親が他界してからは、メリー氏は母親代わりとなつて末弟のジャニー氏に愛情を注いでおり、両者の関係は姉弟というよりも母親と息子のようであったことは多くの関係者が述べている。

ジャニー氏が31歳時の1962年に、個人事務所としてジャニーズ事務所を新芸能学院内に立ち上げることができたのは、メリー氏が戦前の大阪で懇意にしていた名和夫人の伝手を頼つてのことであり、事務所立ち上げ後は、メリー氏自身もジャニー氏を助けて事務所に入りし仕事に携わることとなった。その後ジャニーズ事務所が大きく事業発展できたことは、ジャニー氏の才能だけでなく、ジャニーズ事務所の実質的最高権力者として人並優れた経営手腕を發揮したメリー氏の功績が大きいと言われている。

そのように創業以来ジャニーズ事務所の最高権力者の立場にあったメリー氏は、ジャニー氏の性加害疑惑に対しては一貫して否認する態度を貫いていた。1999年の週刊文春の報道に対しても名誉毀損の訴訟を提起し、ジャニー氏から性加害を受けたという申し立てはすべて虚偽であると主張している。

こういったメリー氏の態度の背景には二つの可能性が考えられる。第一には、性加害行為を強く否認する弟ジャニー氏の言葉をひたすら信じようとし、性加害疑惑から目を背け、事実かどうかを確かめようともせず、親が子を守るように庇い続けた可能性である。第二には、性加害の事実を認識していくながら、放置し、創業者の不祥事が露見することで事業に影響が出ることを危惧して、事実を隠蔽し続けた可能性である。

特別チームは、メリー氏がすでに他界しており本人に直接確かめることができないという調査の限界を踏まえつつも、得られる情報から蓋然性の高い事実をあきらかにすることを目的とした。ヒアリングにおける1970年代の被害者の証言から、ジャニー氏の性嗜好は「病気だから」とメリー氏が当時述べていたのを関係者から伝え聞いたことがあきらかにされた。また別の被害者からは、メリー氏と古くから親交のあった新芸能学院の名和夫人が、ジャニー氏の性加害は「一種の病気なんだ」と生前よく述べていたことがあきらかにされたが、これは懇意に

²⁰ 米国精神医学会『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』では、「性嗜好異常（パラフィリア）」という用語は、表現型が正常で、身体的に成熟しており、同意が成立している人間のパートナーとの間で行われる性器の刺激または前戯に対する性的関心を除く、強烈かつ持続的なあらゆる性的関心を意味する」と定義され、その一型に「小児性愛（ペドフィリア）」が含まれている。

していたメリー氏から名和夫人が当時聞かされていたことがうかがわれるものである。さらに言えば、新芸能学院の生徒からジャニー氏の性加害の申し立てがあるのを知った名和夫人が、訴訟提起前にもメリー氏に直接強く苦言を伝えたであろうことは容易に想像のつくことである。

以上の点から、メリー氏は遅くとも 1960 年代前半には、ジャニー氏の性嗜好異常を認識していたとするのが蓋然性の高い事実であると考えられる。したがって、メリー氏は、ジャニー氏の性嗜好異常と、それによる少年たちへの性加害が続いていることを知りながらも、その行為を否認し改めようとしないジャニー氏の行動を止めるのを断念したことで、結果として放置する形となり、外部に対してはジャニー氏を守り切るために徹底的な隠蔽を図ってきたものと考えられる。このように、ジャニー氏の性加害に対して、メリー氏が何らの対策も取らずに放置と隠蔽に終始したことが、被害の拡大を招いた最大の要因である。

3 ジャニーズ事務所の不作為

ヒアリングで得られた被害者の供述によれば、1975 年の法人化以前に、ジャニーズ事務所以外の芸能界関係者に対して、ジャニー氏による所属タレントへの性加害の事実が被害者から直接申し立てられていた。また、その当時に入職した白波瀬氏の供述によれば、他の芸能プロダクションの関係者から「お宅の社長はホモなのか。」と言われていたとのことである。したがって、すでに 1970 年代から、ジャニー氏による所属タレントへの性加害は、芸能界では周知の事実として広く知られていた。

実際、1980 年代にジャニーズ Jr. に所属したある被害者の証言によれば、合宿所でジャニー氏から性加害を受けた後に事務所に電話した際、電話に出た女性に対し、「ジャニーさんが布団に入ってきて色々触られたんですが、どうすればいいですか。」と聞いたところ、この事務所スタッフからは「デビューしたければ我慢するしかない。」と言われている。その後も再度被害を受けたためにレッスンに行かなくなったり、ジャニー氏や事務所のスタッフからしつこく電話が掛かってくるようになり、ジャニーズ事務所スタッフに対して、「あんなことされるんだったら行けない。」と言ったところ、そのスタッフからは「(ジャニー氏は) しょうがない人だから、来てほしい。」「我慢すればいい夢が見られる。みんな通っていく道だ。」などと言われ、「そういう世界なんだな」と思い、それ以後はレッスンにも行かず退所している。

以上のような被害者からの供述から、ジャニー氏がジャニーズ Jr. の少年たちに対して合宿所等で長年にわたり性加害を続けていたことは、ジャニーズ事務所にも概略的には認識されていたと考えるのが合理的であるが、それに対してジャニーズ事務所は「見て見ぬふり」に終始し、何らの対応もしないどころか、むしろ辛抱させるしかないと考えていたふしがある。このような長年にわたるジャニーズ事務所としての不作為も被害の拡大を招いた大きな要因となったと考えられる。

4 被害の潜在化を招いた関係性における権力構造

ジャニー氏は、ジャニーズ事務所の代表取締役社長でもある芸能プロデューサーとして、ジャニーズ Jr. の採用からデビュー、プロデュース等まですべて自ら決定しており、ジャニーズ Jr. の生殺与奪の権を一手に握っていた。このように、

ジャニー氏は、ジャニーズ Jr. に対して絶対的に強い立場にあった。そして、性加害に遭っていたジャニーズ Jr. は未成年者である。

このようなジャニー氏とジャニーズ Jr.との間の一方的な強者・弱者の関係性のもとでは、未成年のジャニーズ Jr. がジャニー氏による性加害を拒むことは、極めて困難であったと考えられる。ジャニーズ Jr. の中には、ジャニー氏の性加害を我慢して受けて、ジャニー氏の「お気に入り」になれば、待遇が良くなってタレントとして活動できる機会が増え、それを拒めば冷遇されて、場合によればジャニーズ事務所を辞めざるを得なくなるという認識があったと見受けられる。ジャニーズ Jr. にとって、タレントとなる才能の評価基準はあいまいなものであり、かつ、ジャニーズ Jr. は事務所と何ら契約関係はなく、立場が不安定であった。

そうであるならば、一方的に弱い立場にある未成年のジャニーズ Jr. がそのような認識を有するに至り、ジャニー氏による性加害を受け入れざるを得ない状態となることも、やむを得なかつたと考えられる。文藝春秋に対する訴訟の東京高裁判決においても、「一審原告喜多川が、少年達が逆らえばステージの立ち位置が悪くなったりデビューできなくなるという抗拒不能な状態にあるのに乘じ、セクハラ行為をしているとの本件記事（中略）は、その重要な部分について真実であることの証明があった」と判示しているところである。

性虐待の加害者は、子どもを手なずけ、「言うとおりにすれば、何も悪い事は起きない。言うとおりにしなかったり、人に話したりすれば、良い事にはならない。」と子どもに思い込ませることで、あたかも子どもが自由意志で性加害に応じたかのように誘導するのが常套手段である。このように、加害者が巧妙に、子どもたちを「罠」に追い込むことにより、子どもは性加害に応じることを余儀なくされたり、あるいは子どもから望んで応じたような態度を示したりすることすらある。まさにこれこそが典型的な性虐待の図式である。被害少年の中に、ジャニー氏に気に入られることを嬉しいと思い、積極的にジャニー氏の自宅や合宿所に行くことを望んだ者がいたとしても、それは強者・弱者の権力構造の中で、ジャニー氏が仕掛けた巧妙な「罠」に絡めとられた結果なのであり、性虐待であることに何ら変わりはない。

また、未成年のジャニーズ Jr. が、絶対的な立場にあり、同性であるジャニー氏から性加害を受けたことで、強い羞恥心や自己否定感を覚えたとすれば、被害について、親をはじめとする第三者に相談することは、到底期待することができない。

この点について、今回のヒアリングにおいて、ジャニー氏の性加害を誰かに相談できたかについても聴取したが、多くの者が「ジャニーズ事務所において直接接觸する大人は、ジャニー氏と振付師とマネージャーしかおらず、ジャニーズ事務所の社員とも接点がなく、ジャニー氏の性加害を相談することのできる相手はいなかった。」「マネージャーとジャニーズ Jr. の間には上下関係がある上、マネージャーにジャニー氏の性加害について相談しても対応できず、マネージャーが困るだけである。」などと述べており、そもそもジャニーズ事務所内でジャニー氏の性加害について相談できる状況でなかつたことが明らかになった。ジャニー氏やメリー氏のことを古くから良く知るジャニーズ事務所関係者のヒアリングで、もし被害の申し立てがあったならばどうなっていたかと尋ねると、「メリー氏に直接伝えたとしても、おそらく『そんなこと私に言わないでジャニーに言えばいいじゃない。』と言われ、ジャニー氏に確認すれば『子どもが嘘ついてるんだ

よ。』と否定され、そうなれば社長の言葉を信用します。』と述べた。つまり、被害を申し立てても、自分が嘘つき呼ばわりされるだけで、社長に逆らったことで辞めさせられ、ジャニーズを追い出された者はどこのプロダクションからも採用されず、芸能活動の道は閉ざされるであろうことを、ジャニーズ Jr. たちはよくよく分かっていたのである。

また、ヒアリングにおいて、親や身内に相談することは考えなかつたかについても聴取したが、「親がジャニーズ事務所のタレントのファンであったことから履歴書を出して応募した。」「ジャニーズ事務所はレッスン料が無料で親に負担がかからなかった。」「ジャニーズ Jr. になった後、自分が舞台に立っているのを喜んで見に来てくれた。」「親を悲しませたくなかった。」「言えば自分も変態と思われそうだった。」「恥ずかしくてとても言えない。」などと述べ、親や身内にジャニー氏の性加害について相談することも難しく、また、ジャニーズ事務所を退所することになるのは避けたいと考えた者もいたことが分かった。

そして、「性加害さえなければジャニー氏に悪いところはない。」と語る被害者もあり、自分たちに良くしてくれている人を訴えることは、子どもには難しい。さらに、ジャニーズ Jr. の中には家庭環境が必ずしも良くなく、自宅に帰るよりもジャニー氏のところにいた方が安全で快適な生活ができると考える者や、ジャニー氏の性加害を拒むことのできる者もいるのに、拒めない自分が悪いのではないかと思い、ますます他者に性加害の事実を伝えにくくなつたと感じた者もいた。

以上のような被害者たるジャニーズ Jr. の心理状態については、文藝春秋に対する訴訟の東京高裁判決においても、「一審原告喜多川のセクハラ行為に関し、少年らやその保護者から捜査機関に対する告訴等がされた形跡もなく、捜査機関による捜査が開始された状況もうかがえないと（弁論の全趣旨）、被害者である少年らの年齢や社会的ないし精神的に未成熟であるといった事情、少年らと一審原告喜多川との社会的地位・能力等の相違、当該行為の性質及びこの行為が少年らに及ぼしたと考えられる精神的衝撃の程度等に照らせば、少年らが自ら捜査機関に申告することも、保護者に事実をうち明けることもしなかつたとしても不自然であるとはいはず、また、少年らの立場に立てば、少年らが、一審原告喜多川のセクハラ行為を断れば、ステージの立ち位置が悪くなつたり、デビューできなくなると考えたということも十分首肯できる」と判示されているところである。

以上のとおり、本件では、経営トップでもある芸能プロデューサーたるジャニー氏が、未成年のジャニーズ Jr. の生殺与奪の権を握る絶対的な立場を利用してジャニーズ Jr. に対する性加害を行っており、ジャニーズ Jr. がそれを拒むことも、また、被害者として相談・告発することも極めて困難であった。

このように、一方的な強者・弱者の権力勾配のある関係性のもとでの未成年者に対する同性による性加害であったこと、子どもたちの心理につけ込むような形の性加害であったことが、ジャニー氏による性加害を外部に明るみにしづらいものとして被害の潜在化を招き、その上、前述及び後述のとおり、ジャニーズ事務所の役職員の誰もそれを止めようともしなかつたこと、見て見ぬふりをしたことが、ジャニー氏による長期間にわたる性加害の継続を可能とした大きな要因であったと考えられる。

第4 本事案の背景

1 同族経営の弊害

ジャニーズ事務所は、創業者であり、かつ、株主として（1980年以降は）その株式の半数ずつを有するジャニー氏とメリー氏が、長らく、それぞれ代表取締役社長と取締役を務め、その経営を主導してきた、典型的な同族経営の会社である。

ジャニー氏は、芸能プロデューサーとしてジャニーズJr.の採用やデビューなどタレントのプロデュース全般を自らの判断で行うのに対し、メリー氏は、会社経営のビジネス面を主に担当していた。ジャニーズ事務所では、ジャニー氏とメリー氏の2人がこのように役割分担をしながらその経営を主導していた。

一般に、同族経営においては、創業者たる経営者が圧倒的な権力を握り、仮に会社という形式をとり会社法に基づく体制を整えたとしても、他の取締役や監査役、従業員による牽制が実際上効かないことも珍しくない。また、経営者又はその一族が大株主であるのが一般的であり、その場合は、株主による経営者に対する監視も機能しない。

経営陣が遵法意識と誠実さをもって会社の経営を行っていれば、それでも実質的な問題が生ずることは少ない。しかしながら、創業者たる経営者による違法行為等が行われた場合には、誰もそれを止めることができないという、同族経営の弊害が前面に出ることとなる。

ジャニーズ事務所における本件が正にその問題が顕在化したパターンであるといえる。

すなわち、ジャニー氏のプロデュースにより数多くの人気アイドルタレントがジャニーズ事務所から輩出されることにより、ジャニー氏のカリスマ性がますます強くなり、それとともに、誰もジャニー氏に対して文句を言えず、また、言おうともしなくなるという、同族経営の負の「企業風土」ともいべきものがより強く醸成されていったと推察される。その結果、暴露本や文藝春秋との訴訟によってジャニー氏の性加害が明かされながらも、ジャニーズ事務所の役職員は、ジャニー氏による性加害の事実を黙認し、又は否定し、代表取締役社長によるそのような犯罪行為・悪質行為について徹底した調査を行って再発防止を図るなどの適切な対応を行うこともしてこなかったと考えられる。

ジャニーズ事務所の株主による監視についても、ジャニーズ事務所では、1975年の設立後間もない1980年以降、ジャニー氏が死去する2019年7月に至るまで、株主は、ほかならぬジャニー氏とメリー氏の2人のみ（50%ずつ）であり、やはり、両氏に対する株主による牽制を期待することは全くできない状況にあった。

ジャニーズ事務所の創業者であったジャニー氏が死去すると、創業者一族たるジュリー氏が代表取締役社長として一手に会社を経営することになった。また、ジュリー氏は、ジャニー氏とメリー氏の死去後、ジャニーズ事務所の株式を100%保有するに至っている。そのため、ジャニーズ事務所は、所有も経営も、正にジュリー氏の会社となっている。

したがって、ジャニー氏による性加害疑惑に対する事実調査や原因究明、再発防止、被害者救済といった対応をとるに当たって、支障となる事情はなくなつた。そのため、ジュリー氏は、経営者として、また、唯一の株主として、先代の負の遺産を清算するべく、これらの対応を行おうと思えば、いつでも行うことができたはずである。

しかるに、2022年のBBCの取材に対する対応からも明らかのように、ジュリー

氏は、そのような適切な対応をとることはなかった。

性加害の点についても、ジュリー氏がそれを認めない以上、「なかったこと」にするという意識が役職員の間で改められることはなく継続していたと考えられる。

2 ジャニーズ Jr. に対するずさんな管理体制

ジャニーズ事務所は、もっぱらジャニー氏の判断に基づき、タレントになることを夢見て応募してくる少年たちをジャニーズ Jr. として採用し、レッスンを行ったり、公演やテレビ番組への登用を決めたりするなどしていたのであり、タレントになることを希望する少年たちは、ジャニー氏及びジャニーズ事務所に対して圧倒的に弱い立場にあった。

しかし、ジャニーズ事務所は、このように立場の弱い少年たちの人権を尊重しようという意識が希薄であり、ジャニーズ Jr. を採用する際に契約を締結することはなかった。また、そもそも誰がジャニーズ Jr. であるかすら把握できていなかった。

そのようなズさんな管理体制がジャニー氏の性加害の発生と継続を許す一因になった可能性がある。

3 ガバナンスの脆弱性

(1) 取締役会の機能不全と各取締役の監視・監督義務の懈怠

ア ジャニー氏存命時の体制

ジャニーズ事務所では、上記のとおり、性加害を行うジャニー氏に対して意見が言える状況ではなく、そのような体制にもなっていなかった。

他方で、ジャニーズ事務所の取締役会は、法律上、性加害を行った代表取締役社長たるジャニー氏を監督する職務を担っており、ジャニー氏を代表取締役社長から解職する方法によることを含め、その性加害を止めさせなければならなかつた（旧商法 260 条 1 項、会社法 362 条 2 項 2 号・3 号）。

その取締役会の構成員である個々の取締役は、代表取締役社長をはじめとする他の取締役を監視・監督する義務を負っている。そして、個々の取締役は、取締役会が開催されていなくとも、また、取締役会に上程された事項でなくとも、他の取締役の業務執行一般についてこれを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、又は招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようとする義務を負っている（最判昭和 48 年 5 月 22 日民集 27 卷 5 号 655 頁参照）。

この点について、ジャニーズ事務所では、取締役会は、開催されておらず、ジャニー氏に対する監督機関として全く機能していなかった。しかしながら、上記のとおり、取締役会が開催されていなかつたことは、取締役の監視・監督義務の懈怠の免罪符となるものではない。

そして、前述のとおり、ジャニーズ事務所の取締役のうち少なくともメリーハウスは、遅くとも 1960 年代前半には、ジャニー氏の性嗜好異常を認識していたと考えられるので、その時点において、ジャニーズ Jr. に対する性加害を止めさせる義務を負っていたが、それを懈怠した。

また、週刊文春によるジャニー氏による性加害の特集記事（1999年10月開始）については、仮にこれが真実であれば、代表取締役社長による犯罪行為であり、かつ、芸能事務所としての信用・名誉を著しく毀損するものであることは明らかである。そのような会社を存亡の危機にさらすことにもなりかねない重大な記事が掲載された以上は、メリー氏以外のジュリー氏及び白波瀬氏をはじめとするジャニーズ事務所の取締役も、ジャニー氏による性加害の事実の有無を徹底的に調査し、仮にその事実が認められれば、ジャニー氏の代表取締役社長からの解職を含む是正・再発防止策を講ずるなどの義務があったと解される。

それにもかかわらず、メリー氏、ジュリー氏及び白波瀬氏をはじめとするジャニーズ事務所の取締役は、これらの適切な措置をとらず、ジャニー氏が自宅や合宿所やホテルでジャニーズJr.と宿泊する状況等を変えることはなく、ジャニー氏による性加害の継続を漫然と放置していたのであり、ジャニー氏に対する監視・監督義務を懈怠したと考えるのが合理的である。

また、百歩譲って、週刊文春の記事が掲載された段階では、あくまでも性加害の「疑惑」にとどまり、ジャニーズ事務所の取締役が、性加害を行っていないというジャニー氏の供述を鵜呑みにしたことがやむを得なかつたと考えることに多少なりとも合理性があるとしても、ジャニーズ事務所及びジャニー氏が文藝春秋に対して提起した訴訟の東京高裁判決において、ジャニー氏のジャニーズJr.に対する性加害の事実が認定されている。したがって、遅くとも当該判決が確定した時点（2004年2月）では、メリー氏、ジュリー氏及び白波瀬氏をはじめとするジャニーズ事務所の取締役は、代表取締役社長たるジャニー氏によるジャニーズJr.に対する性加害という犯罪行為を止めさせるべく、事実関係の調査及びジャニー氏の代表取締役社長からの解職を含む再発防止策の策定並びに被害者に対する救済措置といった適切な対応²¹をとる義務があつたと解される。しかるに、メリー氏らのジャニーズ事務所の取締役は、これらの適切な行為を全くとらず、ジャニー氏による性加害の継続を可能としたのであり、ジャニー氏に対する監視・監督義務を懈怠したというほかない。

このように、メリー氏については遅くとも1960年代前半以降、また、そのほかのジュリー氏及び白波瀬氏をはじめとする取締役については少なくとも週刊文春によりジャニー氏による性加害の事実が報道された以降、それぞれジャニー氏に対する監視・監督義務を全く果たさなかつたことが、ジャニー氏による性加害の継続を許す大きな要因になったと考えられる。そのため、これらの取締役は、ジャニー氏による性加害について、その任務懈怠により、ジャニーズ事務所に対する損害賠償責任（旧商法266条1項5号、会

²¹ 具体的には、ジャニー氏からの事情聴取、所属タレントや元タレントからの聞き取り調査などにより、性加害の事実の有無について徹底的に調査を行った上、性加害の事実の存在が認められれば、被害者の救済やジャニー氏の代表取締役社長からの解職等の責任追及をするべきであった。また、仮に、調査の結果、性加害が事実であると認めるに至らなかつたとしても、性加害の事実が「存在しない」との確証に至らない限り、そのような行為が行われ得る状況を可能な限り根絶するなど、性加害という犯罪行為等が行われることを予防する措置を取るべきであったと思われる。また、不正行為（性加害行為）等が行われた場合に、被害者や目撃者が匿名で内部通報をすることのできる体制を整備することや、不正行為等を扱う独立した部署を設け、調査権限を付与するといった対応をすることも考えられる。

社法 423 条 1 項) 及び被害者に対する損害賠償責任 (旧商法 266 条ノ 3 第 1 項、会社法 429 条 1 項) を負うと考えられる²²。

イ ジャニー氏死去後の体制

ジャニー氏死去後の経営体制下においても依然として、ジャニーズ事務所では、取締役会が開催されていなかった。

ところで、先代の代表取締役社長たるジャニー氏がジャニーズ Jr. に対して性加害を行っていたという事実は、ジャニーズ事務所の信用・名誉を著しく低下させるものであり、また、コンプライアンス経営が重視される現代において、テレビ局等のエンターテインメント業界をして、ジャニーズ事務所所属タレントの起用を控えさせ、ひいては、ジャニーズ事務所の企業価値を低下させる要因となるものである。

したがって、ジャニーズ事務所の企業価値の向上を職務とするその取締役は、善管注意義務の一環として、前代表取締役社長による性加害の事実を徹底的に調査し、原因を究明し、その再発防止を図るとともに、被害者に対する救済を行い、もって、謙を出し切る義務を負っていたと解するのが相当である。

しかるに、代表取締役社長であるジュリー氏及び代表取締役副社長の白波瀬氏をはじめとするジャニーズ事務所の取締役は、これらの措置をとることはなかった。したがって、その任務を懈怠したというほかない。

この点について、ジャニーズ事務所は、2023 年 1 月にコンプライアンスに関する全面広告を日本経済新聞に掲示し、同年 2 月にコンプライアンス委員会を設置するなど、ようやく内部統制システムの構築に向けて動き始めた。しかしながら、これらがジャニー氏の性加害疑惑に端を発するものであるかについては明示されなかった。むしろ、ジャニーズ事務所として、性加害の事実の有無について曖昧な態度を維持したまま、昨今、通常の企業体で取り入れられている極めて一般的な対策を講じることを示すのみで、ジャニー氏が死去していることから同様の加害は生じないであろうという点を再発防止の安心材料としつつ、厳しい世論をやり過ごそうとの取り組みにも見受けられた。

これらの行為は、ジャニーズ事務所としての性加害再発防止に向けた取組みであるとのメッセージを伴うものとはいえず、対外的・対内的インパクトも極めて希薄であって、被害者等からも理解を得られたとは到底いえず、実効性に乏しいと評価されても仕方がないものであった。事実関係の調査解明、原因究明、責任の所在の明確化及び被害者救済策の提示といったプロセスを経ずに実施されたこれらの行為をもっては、取締役としての善管注意義務を果たしたとは到底いえない。

(2) 内部監査部門の不存在

ジャニーズ事務所は、ジュリー氏体制の下、ガバナンス・コンプライアンス

²² 代表取締役社長たるジャニー氏による性加害について、法人たるジャニーズ事務所がその被害者に対する損害賠償責任を負うことは言うまでもない（旧商法 261 条 3 項・78 条 2 項、旧民法 44 条 1 項、会社法 350 条）。

制度の整備を試みており、2023年1月にはコンプライアンス推進室を設置しているが、未だに内部監査部門を設置していない。現在、多くの企業が内部監査部門を設置して業務の適正性や効率性の評価を行っており²³、ジャニーズ事務所クラスの企業であれば、内部監査部門を設置してしかるべきと考えられる。

(3) 基本的な社内規程の欠如

ジャニーズ事務所は、決裁権限規程、取締役会等の会議体の開催に関する規程、コンプライアンス規程等の基本的な社内規程を設けていない。このような基本的な社内規程は、多くの企業が整備している、ガバナンスの基礎になるものであり、ジャニーズ事務所のように大手のエンターテインメント企業がこのような社内規程を設けていないのは、ガバナンスの脆弱さを示すものといえる。

(4) 内部通報制度の不十分さ

ジャニーズ事務所は、2023年4月、内部通報に関する内部規程を制定とともに、「J's Hotline」という内部通報制度を設置している。この内部通報制度は、法令違反のみならず、会社に対する意見、提言、質問等も受け付けるものであり、外部業者の通報フォームサービスを利用し、そこに来た通報をジャニーズ事務所経営管理本部コンプライアンス推進室（2名の法務部員が兼任）が確認し、法令違反の通報は、代表取締役社長に報告し、それ以外の質問は、通報者に確認して各担当部署に報告するという制度になっている。現在のところ、業務に関する質問が数件ある程度のようである。

内部通報制度を設置して日が浅いことから、これからどのように活用されるか注視する必要があるが、社員が内部通報制度に社内の法令違反等を通報すると自分が不利益を受けるのではないか、内部通報しても自浄力はないのではないかなどという懸念を有していると内部通報制度が活用されない例が少なくない。

特に、今回のジャニー氏の性加害が社内で「タブー」として取り扱われた「企業風土」や、性加害を受けたジャニーズJr.による被害申告が困難であった状況等を考えると、内部通報制度を設置すればそれでよいというわけではなく、社員が内部通報制度をいかに活用しやすくするかを検討する必要がある。

もっとも、この内部通報制度はその対象者を社員等に限っており、今回の問題の核心であり、法令違反等の被害者になる可能性が高いことが既に明白になっている肝心のジャニーズJr.を含む所属タレントが利用できるものとなっていないのは、実質ある内部通報制度を策定し、法令違反等の防止に役立てようという意識が希薄であることをまさに表しているといえる。

また、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者が

²³ 現在、多くの企業がCOSO「内部統制の統合的フレームワーク」の「3つのディフェンスライン」に基づき内部統制体制を整備している。すなわち、①「第1のディフェンスライン」としての現業部門、②「第2のディフェンスライン」としての管理部門（財務、法務及びコンプライアンス部門等）、③「第3のディフェンスライン」としての内部監査部門という3段階のチェックを行う。内部監査部門を設置して、「第1のディフェンスライン」及び「第2のディフェンスライン」の行った業務の適正性と効率性を評価するようにしている（なお、2020年7月には内部監査人協会が「3ラインモデル」という改訂版を公表している。）。

るべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日内閣府告示第118号）においては、「内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。」ことが求められており、今回の問題がジャニーズ事務所にトップとして君臨し続けていたジャニー氏に係るものであったにもかかわらず、通報・相談窓口はその業務執行状況を代表取締役社長に報告するコンプライアンス推進室に限られており、今回の問題がトップに関わるものであったがゆえに、内部的にもまた外部との関係においても大きな影響を及ぼして、問題の顕在化が遅れ、その中でさらに被害が拡大するという悪循環を招いたことに対する自覚を甚だ欠くものといわざるをえない。

さらには、通報・相談の窓口が上記のコンプライアンス推進室という内部窓口に限られている点も問題である。社員や関係者が内部通報制度に社内の法令違反等を通報すると自分が不利益を受けるのではないか、内部通報しても自浄力はなのではないかなどという懸念を有していると内部通報制度が活用されず、むしろメディアや行政機関や捜査機関等の外部に情報提供してそれが大きな企業不祥事の発覚につながるといった例が少なくない。

特に、今回のジャニー氏の性加害が社内で「タブー」として取り扱われた「企業風土」や、本件に関する社員のヒアリングにおいて、上層部の言うことを盲信している者が少なからずいること、性加害を受けたジャニーズJr.が被害申告をしづらかった状況等を考えると、内部通報制度を設置すればそれでよいというわけではなく、より活発な内部通報制度の活用を促すためには、内部窓口に加えて外部窓口を設置し、通報者の保護に対する安心感を持たせるべきであろう。

(5) ハラスメントに関する不十分な研修

ジャニーズ事務所では、ジャニー氏体制の下、2017年になってようやく1回チーフマネージャー以上を対象として外部講師を招いたハラスメント研修が行われているが、それまでジャニー氏等の経営陣幹部に対するものを含め、ハラスメント研修が行われたことはなかった。もとより、ハラスメントを問題とし、それに対処すべきであるといった社内の意識も極めて希薄であった。残念ながら、役員のみならず社員のレベルでも事業の運営上この点が強く意識されていた形跡はない。そして、この1回のハラスメント研修すら、性加害を意識した内容にはなっていなかった。

その後、ジュリー氏体制の下、2020年にチーフマネージャー以上を対象として外部講師を招いたハラスメント研修とアンガーマネジメント研修においても、過去、ジャニーズ事務所で性加害が行われたことを踏まえた内容や、異性間だけではなく同性間でもセクシュアル・ハラスメントや性加害が行われることを意識した内容にはなっていない。

4 マスメディアの沈黙

ジャニー氏の性加害の問題については、過去にいくつかの週刊誌が取り上げてきたものの、2023年3月にBBCが特集番組を報道して、その後、元ジャニーズJr.が性加害の被害申告の記者会見を行うまで、多くのマスメディアが正面から

取り上げてこなかった。

例えば、上記のとおり、2000年初頭には、ジャニーズ事務所が文藝春秋に対して名誉毀損による損害賠償請求を提起し、最終的に敗訴して性加害の事実が認定されているにもかかわらず、このような訴訟結果すらとともに報道されていないようであり、報道機関としてのマスメディアとしては極めて不自然な対応をしてきたと考えられる。

また、文藝春秋に対する訴訟の東京地裁判決でも、週刊文春の記事において、「原告事務所〔注：ジャニーズ事務所を指す。〕は怖く、当局〔注：在京の民放テレビ局を指す。〕でも事務所にネガティブなことを扱うのはタブーである」「マスコミ対応を委ねられているメリーハイ多川は、ドラマの共演者が気に入らないと、その放送局の社長に直接電話をかけ、外すよう要求することもあった」「平成8年5月にSMAPのメンバーであった森且行が原告事務所を辞めさせられた」「メリーハイ多川は、森がオートレーサーの試験に合格した事実を前向きに報じようとした民放のプロデューサーに、『SMAPには森なんていなかったでしょ？』、『最初からいないの。森はSMAPのメンバーじゃない。』などと大声を出した」「森が原告事務所に内緒でレーザーの試験を受けたことが、メリーハイ多川の逆鱗に触れた」「森の脱退に際して、何らかのイベントは一切なかった」と掲載された点について、その重要な部分が真実であるとの証明がされたか、又は少なくとも、被告の文藝春秋らが、これを真実と信ずるについて相当の理由があったというべきであり、「マスメディアは、原告事務所を恐れ、追従していること」それ自体又はその前提となる事実を真実と信ずるについては、相当の理由があったと判示している（この点は、東京高裁判決においても維持されている。）。

当該判決も踏まえると、テレビ局をはじめとするマスメディア側としても、ジャニーズ事務所が日本でトップのエンターテインメント企業であり、ジャニー氏の性加害を取り上げて報道すると、ジャニーズ事務所のアイドルタレントを自社のテレビ番組等に出演させたり、雑誌に掲載したりできなくなるのではないかといった危惧から、ジャニー氏の性加害を取り上げて報道するのを控えていた状況があったのではないかと考えられ、被害者ヒアリングの中でも、ジャニーズ事務所が日本でトップのエンターテインメント企業であり、ジャニー氏の性加害を取り上げて報道するのを控えざるを得なかつただろうという意見が多く聞かれたところである。

このように、ジャニーズ事務所は、ジャニー氏の性加害についてマスメディアからの批判を受けることがないことから、当該性加害の実態を調査することをはじめとして自浄能力を発揮することもなく、その隠蔽体質を強化していくと断ぜざるを得ない。その結果、ジャニー氏による性加害も継続されることになり、その被害が拡大し、さらに多くの被害者を出すこととなったと考えられる。

5 業界の問題

ヒアリングの結果によれば、ジャニー氏による性加害は、遅くとも1970年代前半には芸能界関係者には広く知られていたものと思われる。

エンターテインメント業界は、従来、性加害やセクシュアル・ハラスメントが発生しやすい土壌があると指摘してきた。

例えば、韓国では、2009年3月、女優チャン・ジャヨン氏（29歳）が自殺をし、後日見つかった遺書の中に、所属事務所から性接待を強要されたことが記されており、また性接待の相手をリスト化したものも発見され、リスト内に記載の

あった新聞記者が起訴されるなどした。

また、2012年には、イギリスのBBCの有名なテレビ司会者であったジミー・サヴィルが、1960年から1970年までにかけて、BBCの控室、学校、医療施設等において、数百名にも及ぶ子どもや女性に対して性加害を行ったことが明らかになった。

さらに、2017年10月に、ニューヨーク・タイムズ紙がアメリカで有名な映画プロデューサーであるハーヴェイ・ワインスタインの長年の性加害行為を報じ、その後、複数の告発や民事訴訟が提起された（被害者は、30人前後とされている。）。その後、ハーヴェイ・ワインスタインは、強姦や性加害等で起訴され、2020年6月にはニューヨーク州の裁判所で拘禁刑23年、2023年2月にはロサンゼルスの裁判所で拘禁刑16年の有罪判決を受けた。この事件をきっかけとして、性加害やセクシュアル・ハラスメントを受けた女性がその被害を告白する「#MeToo運動」と呼ばれる世界的な社会現象へつながった。

このようにエンターテインメント業界においては、有名プロデューサーや有名司会者といった権力者とタレント等として売れたいと考える者との間の絶対的な力関係に加え、自分を指導してくれるプロデューサー等がタレントになれるチャンスを与えてくれる一方、タレント等になれるかの客観的な基準がなく、プロデューサー等が恣意的に決めていることがうかがわれる状況にあるため、タレントとしてはプロデューサー等の性加害を甘受せざるを得ないという立場にあり、性加害やセクシュアル・ハラスメントが生じやすい構造が存在していたと考えられる。

ヒアリングにおいても、日本のエンターテインメント業界のトップにいたジャニ氏の性加害に応じて気に入られれば優遇され、これを拒むと冷遇されるという認識がジャニーズJr.の間で広く広まっている。ジャニ氏に気に入られるために性加害に応じていたと述べるジャニーズJr.が多数おり、今回のジャニ氏の性加害については、まさにこのようなエンターテインメント業界の特性の下、生じた問題であるとも考えられる。

第5 再発防止策

1 本事案の本質

本件は、芸能事務所の経営トップでもある芸能プロデューサーが、その芸能事務所所属の中学生・高校生を中心とする未成年の同性のタレント候補（又はタレント）に対して1970年代前半から2010年代半ばまでの間の長期間にわたって性加害（強制わいせつ罪等に該当し得る犯罪行為）を繰り返し行い、その被害者数は多数に上るであろうという、極めて悪質な事件である。被害者が心身、とりわけ、精神的に受けたダメージは計り知れず、また、調査からは、被害を受けるも今日に至ってもなお羞恥心や傷つきから被害を申し出ることもない被害者の存在なども推察され、癒えることの無い甚大な精神的損害を生ぜしめた事案であるといえる。

そのような深刻かつ重大な性加害が長期間にわたって可能であった背景として、まず、芸能プロデューサーたるジャニー氏がタレント候補の採用・デビュー等の生殺与奪の権を一手に握り、被害者たるタレント候補（いわゆるジャニーズJr.）に対して絶対的に強い立場にあり、ジャニーズJr.の少年側としては、このようなジャニー氏との一方的な強者・弱者の関係性のもと、ジャニー氏による性加害を拒んでしまっては、自身のプロデュースについて不利益・悪影響が及ぶ可能性があることから、それを避けるために性加害を受け入れざるを得ないという心理状態にあったことが挙げられる。

本来であれば、そのようにして立場を逆手に取る芸能プロデューサーは、その地位を追われることになるはずである。

しかしながら、ジャニー氏は、同族企業であるジャニーズ事務所の創業者かつ代表取締役社長というそれ自体強大な権力を有する地位にあった。そのため、ジャニーズ事務所の役職員の誰もが、ジャニー氏に対して意見を言うことができず、また、言おうともしなかったと考えられる。

また、性加害（性被害）は、羞恥心などのため、被害者には、第三者にそれを打ち明けることを期待し難いものである。そのような性加害自体の性質に加え、本件は、同性による性加害であり、かつ、被害者が男児で、未成年であるとともに、上記の強者・弱者の関係にあったという特徴がある。したがって、被害者としては、その親を含め第三者に相談・告発することが心理的にも非常に困難であったと推察される。そのため、ジャニー氏による性加害が、その自宅や合宿所等という密室で行われていたことも相まって、黙殺されやすい状況にあった。

このような状況から、ジャニー氏は、その絶対的な地位を安泰なものとしながら、ジャニーズJr.に対する性加害を長期間にわたって繰り返し行うことが可能であった。

他方で、数々の暴露本においてジャニー氏の性加害が世に明かされるとともに、文藝春秋との訴訟では、裁判所によりジャニー氏の性加害の事実が認定されている。それにもかかわらず、ジャニーズ事務所は、組織として、この問題に対処することはせず、テレビ・新聞等の日本の主だったマスメディアが性加害の事実を

報道せず、その批判にさらされないという状況の下²⁴、性加害の実態を徹底的に調査してジャニー氏を解職するなど再発防止を図ることや被害者を救済することを怠った。ジャニーズ事務所は、組織体として、ジャニー氏による性加害の事実を握り潰し、「なかったこと」にしたのである。そのようなジャニーズ事務所の怠慢と隠蔽体質が、ジャニー氏による性加害の継続と被害者の拡大に大きく寄与した。ジャニー氏による性加害のために肉体的・精神的苦痛を受けるとともに、アイドルへの道を閉ざされることになってしまった被害者の悲痛・苦悩は察するに余りある。日本有数の大手芸能事務所として数多くの人気アイドルタレントを輩出し、マスメディアを通じて大きな社会的影響力を有するジャニーズ事務所が性加害の事実に誠実に向き合わなかつたことの責任は、極めて重大である。

したがって、ジャニーズ事務所は、性加害の事実を正面から受け止め、その責任の重大さを痛感し、被害者に対して十分な救済を行うとともに、後述のジュリー一氏の代表取締役社長からの辞任を含む解体的出直しを図らなければ、社会からの信頼を回復することは到底期待することができないことを覚悟しなければならない。とりわけ、ジャニー氏が死去していることから同様の事案は起こらないであろうとの安易な想定のもとで、形式的対処のみをもって、現在の厳しい状況をやり過ごし、会社としての再出発を図るような対応は企業の社会的責任としても到底許されるものではない。

2 ジャニーズ事務所がとるべき基本的対応

(1) ジャニー氏の性加害を受けた被害者の声

今回、ジャニー氏から性加害を受けた多くの被害者にヒアリングを実施する中で、各被害者から、ジャニーズ事務所がとるべき再発防止策として、以下のような数多くの提案をしていただいた。特別チームは、これらの当事者の声を真摯に受け止め、それらを最大限生かした再発防止策を検討して提言することしたい²⁵。

- ・再発防止策としては、ジャニーズ事務所の中の風通しが良ければ状況は変わっていたと思う。ジャニーズ Jr. が相談しやすいスタッフや外部の専門家がいたり、未成年のタレントを扱っているので、定期的に問題がないかを調査したりするようにすればよかつたと思う。契約もなかつたので、スケジュールや条件を事前に書面で明らかにするようにすべきだったと思

²⁴ 「入所前からジャニー氏による性加害の噂は知っていたが、具体的な想像はできなかつた」と語る被害者もいた。せめて、ジャニー氏による性加害の事実が大々的に報道され、さらに真実性をもって世間に周知されていれば、ジャニーズ事務所に入所する（ジャニーズ Jr. となる）ことを思い止まつた若者も出たのではないかと推察され、また、すでに入所した子に対し親らの周りの者が声掛けをすることにより被害が拡大することを多少とも防げたのではないかとも考えられる。

²⁵ なお、性加害の被害を受けたにもかかわらず、「ジャニーズ事務所を潰したいといった気持ちはない。一貫して、ジャニーズ事務所が良い方向に向かってほしい、新しく生まれ変わってほしいという気持ちは今も持っている。エンターテインメントや日本の子どもたちが守られる環境作りができるにつながると良いという理想を持っている。」「ジャニーズ事務所に対しては感謝しており、救いたい、良い方向に導きたいという気持ちがある。」などと述べる者もいたことを付言する。

う。ジャニーズ Jr. を合宿所に宿泊させる体制がなければよかつたと思う。私が性加害に遭っていた当時、ジャニーズ事務所内では誰にも相談できなかつたので、第三者や行政などの窓口に相談できるようになれば良いと思う。

- ・特に芸能界では、子どもを守るための何らかのスキームが必要だと考える。芸能界では枕営業のようなことが普通に起こっており、大人にそういう土壤があることで、子どもに対する性加害も行われるのだと思う。芸能界の一番の問題は、権力者に対するチェック機能が働かないことである。特に今回の件では、事務所がジャニー氏の性加害を黙認していたわけなので、事務所にチェックをさせてもダメで、第三者的なチェック機関が必要だと思う。
- ・私の時代に適切な相談先があったとすれば、私はデビューに興味を持っていなかったこともあり、相談していたと思う。性被害を受けてでもデビューしたいという意向の子には効果がないが、そうではない子には効果があるはずなので、性被害を相談できる適切な窓口が必要だと思う。
- ・組織内に相談窓口を設けることは良いが、子どもには利用が難しいと思う。警察や国の機関のような分かりやすい窓口を作る必要があると思うし、面と向かっては言いづらいので、目安箱のような非対面の窓口があると良いと思う。
- ・こういうことが起つた場合に相談できる場所があつたら良かったと思う。再発防止策として、「困りごと相談所」のような機関を設けることもよいかも知れない。
- ・芸能界では、デビューという見返り欲しさに被害者側が性加害を受け入れてしまう面があるし、「デビューしたいなら我慢しなきゃだめだ。」と周りの大人から言われてしまえば、子どもたちにはその当否が分からぬ。性被害は家族にも知られたくもないことなので、周りの人がそういう対応をすれば、子ども達には逃げ場がない。だから、性加害の見返りにデビューさせることは悪いことであるという啓発教育は絶対に必要で、その効果は大きいと思う。
- ・性被害だけでなく、いじめ、薬物などに遭遇した時の対処法に関するセミナーを開いて、ジャニーズ Jr. の意識を高める教育の場があつたらよいと思う。自分の身は自分で守らなければいけないことを教えるべきである。
- ・少年であつても性加害に遭うという情報を広く伝えるべきだと思う。性加害に関する情報と啓発を行えば、被害に遭つた時に相談しようという気持ちになると思う。
- ・ジャニーズ事務所に事実を認めさせ、社会的責任を追及していきたいと考えている。被害に遭つた方への補償があつてしかるべきであり、救済措置をしっかりとつもらいたいと思っている。
- ・被害者への救済として、一般論としては、トップであるジュリー氏の謝罪と性加害の事実やヒアリングの経緯などの説明、慰謝料の支払やジャニーズ Jr. の再雇用などが考えられると思う。
- ・被害者の救済については、ケアがほしいと思う。私のように、もやもやとした気持ちを感じている人について、それをケアしてほしい。
- ・救済といつても、心の傷なので何をしてもらっても消えることはない。昔のことなので何とも思わないようになってきていましたが、やはり記憶に

は残っている。しかも忘れかけていたところに、また今回の報道で思い出してしまった。私はもう怒っているわけではないが、被害者が声をあげられる状況があればいいとは思う。なかつたことにしないでほしい。

- ・何をしても被害者の方が救済されることはないと思う。ただ、ジャニー氏の性加害に加担した人が謝罪をして真実を明らかにすれば、少しは被害者の気持ちが楽になって心が穏やかになるだろうとは思う。ジャニー氏が既に亡くなっているので、当事者の親族でもある現在の代表がどういう対応をするかだと思う。
- ・日本でトップのエンタメ企業のジャニーズ事務所が大々的に性加害について発信していくことが重要なのだと思う。そうすることで、周りの企業もついてくるのではないか。被害者救済については、何らかの形で慰謝の意を示してほしい。時効などの法律論はあるかと思うが、そういった話ではなく、被害者救済をしてほしいと思う。その際には、私たち被害者と話し合って協力してやることが重要なのではないかと思う。声を上げられない潜在的な被害者はたくさんいるので、そういう方でも声をあげられるような、話しやすい環境を整えてほしい。
- ・被害者にとっては相談そのものが難しい。相談を促したいのであれば、相談相手は、専門家と言われる人ではなく、同じような性被害に遭ったことがあり、被害者の痛みが分かる人でないとダメだと思う。被害者は、「この人も同じ仲間なんだ。」「この話を感覚で分かってくれる。」という気持ちになれない相談できない。また、相談することによって、その人の未来が閉ざされることがないという保証が必要である。加害者が守られる世の中はおかしいので、被害者を社会的に守って、加害者に厳罰を科す仕組みがないといけない。

(2) ジャニーズ事務所がとるべき対応

上記のとおり、被害者からは、ジャニーズ事務所として、まずはジャニー氏の性加害が事実であることを認めた上で、謝罪をすべきであるという意見が語られた。

「性加害は許されることではない」という組織の性加害に対する認識を明示することが、性加害の再発を防ぐ最低条件であり、ジャニーズ事務所が再発防止策を適切に実施して再出発を図る最初の一歩としては、まずはジャニーズ事務所が組織としてジャニー氏の性加害が事実であることを認め、真摯に謝罪をすることが不可欠である。

また、心の傷は消えない、記憶を消してももらわない限り救済はない、と語る被害者もいる。しかし、それでも、金銭的賠償を含む救済措置を、ジャニーズ事務所は考えるべきである。ジャニーズ事務所は、性加害の事実を認め、謝罪した上で、すみやかに被害者と対話を開始してその救済に乗り出すべきである。

その上で、ジャニーズ事務所は、以下に提言する再発防止策を受け入れ、これをすみやかに実施に移すべきである。

3 被害者の救済措置制度

「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」という。）²⁶においては、「企業は、負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになる場合、正当なプロセスを通じてその是正の途を備えるか、それに協力すべきである。」（指導原則 22）とされている。人権を侵害した企業は、その被害者に対して誠実に対応し、被害回復のための措置を講じるべきことは当然である。今回、多数のジャニーズ Jr. がジャニー氏から性加害を受けており、ジャニーズ事務所は、直ちに、ジャニー氏の性加害の被害者に対し、被害回復のための適切な補償をする被害者救済措置制度を構築して、性加害の被害を受けた被害者との対話をすみやかに開始する必要がある。

被害者救済措置制度を構築するに当たっては、被害者救済の公正、中立を図るために、補償について知見と経験を有する外部専門家からなる「被害者救済委員会」（仮称）を設置し、同委員会が被害者の申告を検討して補償の要否、金額等を判断し、不服申立てを処理できるようにすべきである。

補償金額等を判断するに当たっては、被害者が受けた性加害の態様など客観的事情を考慮して判断すべきであり、公正かつ中立的な判断を行うことができるようにするため、この種の補償に関して知見と経験を有する外部専門家（民法学者等）からあらかじめ意見を聴取した上で「判断基準」を策定しておくべきである。

本件性加害が密室で行われており客観的証拠が残りにくい性質のものである上、加害者のジャニー氏が亡くなっていることを考えると、被害者の側に性加害の事実認定について法律上の厳格な証明を求めるべきではない。

また、ジャニー氏の性加害は、かなり以前から行われており、消滅時効が成立していることも考えられるが、被害者の真の救済を図るために、時効が成立している者についても救済措置の対象とすべきである。

さらに、現在、ジャニー氏から性加害を受けた被害を自ら申告することを躊躇している被害者も数多くいると思われる。多くの被害者が安心して被害申告をして適切な補償を得られるようにするために、ジャニーズ事務所としては、被害者救済措置制度について対外的に広く公表するとともに、被害申告しても被害者の情報は守られ、安心して利用できる制度であることを確保した上でその旨を説明し、未だ名乗りを上げていない被害者が被害者救済措置制度を利用しやすいようにし、被害者を広く救済できるようにすべきである。

4 人権方針の策定と実施

ジャニー氏の性加害は、ジャニーズ事務所において、子どもの人権を擁護するという意識が希薄であったことを背景として発生したものと考えられる。

現在、国際的にも、指導原則の定めのとおり、企業が人権を尊重することが強く求められており、日本においても、指導原則を踏まえ、日本政府が「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業が人権尊重に対応する必要性が強調さ

²⁶ 「ビジネスと人権に関する指導原則」は、ハーバード大学ケネディ・スクールのジョン・ラギー教授が作成し、2011年に国際連合人権理事会の決議において全会一致で支持されたものであり、国際連合広報センターが邦訳を公表している。

(https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)

れるとともに、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要性が明記されている。指導原則においては、企業は、人権を尊重する責任を定着させるための基礎として、企業方針（以下「人権方針」という。）の声明を通してこの責任を果たすためのコミットメントを表明すべきであるとされており（指導原則 15、16）²⁷²⁸、日本企業においてもこの指導原則に従って人権方針を策定・公表することが一般的になりつつある²⁹。

今回のジャニー氏の性加害の問題については、国際連合人権理事会「ビジネスと人権」作業部会が調査対象とするなど国際的にも大きく取り上げられている。ジャニーズ事務所は、日本のエンターテインメント業界におけるトップ企業であり、その行動は青少年を含め社会に大きな影響を与える存在なのであるから、国際的に見て他の企業の模範ともなるべき人権方針を作成³⁰した上、それを国内外に公表し、今後は、その人権方針を遵守し、二度と少年に対する性加害をはじめとする人権侵害を行わせないと明確に表明すべきである。

策定する人権方針の項目には、少なくとも次の事項を掲げるべきである。

- ・事業活動における人権尊重
- ・ガバナンス・管理体制
- ・人権デュー・ディリジェンス
- ・事業活動における人権課題
- ・ステークホルダーとのエンゲージメント（対話）
- ・是正・救済
- ・教育・研修

「事業活動における人権尊重」の項目においては、「指導原則」を含む人権に関する国際規範を尊重する旨を明記すべきである。

「事業活動における人権課題」の項目においては、上記「第 4 5 業界の問題」

²⁷ 人権方針は、①企業の最上級レベルで承認されていること、②社内外から関連する専門的助言を得ていること、③社員、取引先及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対して企業が持つ人権についての期待を明記していること、④一般に公開されており、全ての社員、取引先、他の関係者に向けて社内外にわたり知らされていること、⑤企業全体にこれを定着させるために必要な事業方針及び手続のなかに反映されていることという要件を満たすものが求められている（指導原則 16）。

²⁸ 人権方針の要件として「社内外から関連する専門的助言を得ていること」が掲げられているが、「ビジネスと人権」に詳しい弁護士等の外部専門家からアドバイスを受けるのはもちろんのこと、タレント志望の少年を扱うジャニーズ事務所の特性を考えれば、そのような少年の心情が分かるソーシャル・ワーカー等の外部専門者の意見を聞くことも有用と考えられる。

²⁹ 2021 年 11 月付け経済産業省・外務省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査集計結果」によれば、調査対象企業の約 7 割が企業方針を策定している（<https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211130001/20211130001.html>）。また、同年 9 月付け外務省「『ビジネスと人権』に関する取組事例集」は、大手企業における「ビジネスと人権」に関する具体的な取組事例を紹介している（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100230712.pdf>）。

³⁰ ジャニーズ事務所においては、タレント志望の少年を対象とする業務の特殊性から、「ビジネスと人権」における「児童労働」の問題のリスクに常にさらされていると考えられるところから、その観点も取り入れた企業方針の作成が望ましい。

で指摘した、エンターテインメント業界には性加害やセクシュアル・ハラスメントが生じやすい構造が存在しているとの認識を明記することによって、ジャニーズ事務所の事業活動における人権侵害リスクを特定しておくべきである。

「ステークホルダーとのエンゲージメント（対話）」の項目においては、「8 メディアとのエンゲージメント（対話）」で後述するマスメディアとのエンゲージメントを特記すべきである。

そして、人権方針を有効に実施して遵守するために、特別な役職者（後述するCCO）を任命し、その役職者に対し、人権方針の策定とその実現のために行うべき規程の制定・改定、監査、調査等の具体的な業務及びその実行のための十分な権限を割り当てるべきである。

さらに、人権方針の実施状況については、定期的に確認して、必要に応じて人権方針の見直しを検討すべきである。

5 研修の充実

(1) 人権尊重に関する研修

人権方針を策定してそれを社員に周知徹底させるために、人権尊重に関する研修を実施すべきである。

(2) 性加害の問題に関する研修

ジャニー氏の性加害が明らかになった現段階においても、ジャニーズ事務所の社員の中にはジャニー氏の性加害はなかったと述べる者がいる。これまで、ジャニー氏の性加害は、いわば社内における「タブー」と取り扱われたため、今なおそのような認識を持っている社員がいるのかもしれないが、そのような社員がいる限り、ジャニーズ事務所が真の意味で再出発を果たすことは難しい。

ジャニー氏がどのような性加害を行っていたのか、なぜジャニーズ事務所がその性加害の事実を確認して適切な対応をしてこなかったのかについて社員間で共通認識を持つようにし、今後、ジャニーズ事務所が再出発するためにどのような対応をすべきなのか意識改革を図る見地からの研修を実施すべきである。

(3) ハラスメントに関する研修

ジャニーズ事務所においては、2017年と2020年にハラスメントに関する研修を実施しているが、近時、ハラスメントが大きな社会問題となっていることに鑑み、ハラスメントに関する研修をより充実させることが必要である。

特に、研修内容を通り一遍のものにするのではなく、ジャニーズ事務所の会社の特徴、すなわち、ジャニーズ事務所においては、未成年者であり、判断能力が発達途上であるジャニーズ Jr. を管理し、その管理者がジャニーズ Jr. をタレントとしてデビューさせるかどうかを決めるという、他の業種以上にハラスメントが生じやすい業態であるという特徴を反映したものにすべきである。

今回のヒアリングにおいて、被害者の中には、「（ジャニー氏による性加害に）マネージャーは気づいていた。怪しんでいた。」と供述している者がいる一方、各マネージャーは「変なこととは思わなかった。」などと供述してジャニー氏

による性加害には気づいていなかった旨を主張しており、その主張の真実性には疑いを差しはさむ余地があるものの、かかる主張を額面どおりに受け取れば、各マネージャーのハラスメントに対する感度はかなり低かったといわざるを得ない。ジャニーズ Jr. がハラスメントの被害を受けている疑いがある際に、大人のマネージャーらがそれに気付き、自分の責任と考えて対応することが重要である。ハラスメントに関する研修は、大人のマネージャーらがジャニーズ Jr. に対するハラスメントの存在に気付き、それに適切に対応することが自分の責任であると考える意識改革を図るものにすべきである。

(4) ジャニーズ事務所のタレント（ジャニーズ Jr. を含む）への研修

今回のジャニー氏の未成年者に対する性加害において、被害者のジャニーズ Jr. は、タレントとしてデビューするためにはジャニー氏から性加害を受けてもそれを我慢して受け入れなければならない、仮にそれを拒めば冷遇されてジャニーズ事務所における立場がなくなり、場合によっては辞めざるを得なくなるという苦しい思いで、性加害を受けていた。そして、そうした仲間の様子について、「それと引き換えに上に行きたいと思っているならば、自分がそれを止めて良いのか、人に相談してよいのか分からぬ」と述べた者もいた。もとより、本件は極めて深刻な人権侵害であり、子どもに対する性加害は、それが、一見子どもが望んでいるように見えたとしても、それ自体が性虐待の典型的な過程の結果である。さらに、上位者が夢と引き換えに性行為の要求をすること自体がハラスメントであり、子どもの心身に深刻な悪影響を与える暴力である。

性加害が人権侵害であると知っていても、強固な上下関係の中では、抵抗することも、被害を人に相談することも難しかった可能性は高い。しかし、少なくとも、何が加害か、何がハラスメントかが分からなければ、被害者は自分を責めるしかなく、誰かに言うという選択をとることもできない。

ジャニーズ Jr. たちが、自らの人権が尊重されるべきであることを知るためにも、何かがあった時に対抗するための知識を身に着けるためにも、ジャニーズ Jr. を含むタレントに対しても、性加害やハラスメント、人権尊重に関する研修を実施すべきである。

6 ガバナンスの強化

長期間にわたり極めて深刻な性加害を起こし、被害を拡大してきながら、これを正面から受け止めて対応することができなかつた企業体としてのジャニーズ事務所には、深刻なガバナンス不全の問題がある。

したがって、ジャニーズ事務所が会社として今後の事業運営を行っていく上で、会社法をはじめとする法令や慣習に基づき一般的に採用されている制度や仕組みを整え、これらが十分に機能するようにしていく必要がある。そのような仕組みとして下記のようなものが考えられるので、以下詳述する。ただし、これらの仕組みは、会社法のもとでは、取締役は株主が選解任し、選任された取締役が執行メンバーを決め、社員を雇用・登用し、取締役の指揮のもと、社内規程の整備、研修の実施、内部通報制度の運営、内部監査室の運営等が行われる。このように、その運営の適切さは、株主が選任する取締役に大きく依拠することになる。しかしながら、株主の一存で、取締役を解任できるのであるから、これらのガバナンス上の制度は容易に転覆される恐れがある。よって、これら会社法等が用意

する仕組みが適切に維持運用されるには、そのようなある種の脆弱さを認識しつつも、会社法上善管注意義務を負う取締役がその職務・機能を全うし、取締役間の相互に対する監視・牽制機能を果たすことを通じて、さらには会社自身としてのガバナンスを超えた、社外からの監視・牽制などのもとに会社がさらされることで初めて適切な運用が保たれ得るものであることをジャニーズ事務所は十分に認識し、会社が運営されていく必要がある。

(1) ジュリー氏の代表取締役社長辞任と同族経営の弊害の防止

ジャニーズ事務所の現在の代表取締役社長であるジュリー氏は、既に述べたとおり、取締役就任時頃には、ジャニー氏の性加害の疑惑を認識していたと認められる。それにもかかわらず、ジュリー氏は、ジャニー氏存命時の取締役当時はもちろん、自身がジャニーズ事務所の代表取締役社長に就任した以降ですら、性加害の事実の調査等をせず、取締役としての任務を懈怠した。

ジュリー氏がこれまでジャニー氏の性加害の事実を認めなかつたことから、ジャニーズ事務所は、ジュリー氏体制の下でも、性加害の事実は存在しないという立場を取り続け、2023年に入ってもなお、性加害の事実について曖昧な態度を維持していた。

経営トップたるジュリー氏のこのような考え方・態度は、他の役員・従業員の意識に強い影響を及ぼし、ジャニーズ事務所では、ジャニー氏の性加害を「なかったこと」にするという役職員の意識が改められることなく、継続されてきた。ジュリー氏が経営トップのままでは、役職員の意識を根底から変え、再出発を図ることは、極めて困難であると考えられる。

したがって、ジャニー氏の性加害の事実を巡る対応についての取締役としての任務の懈怠があることも踏まえ、ジャニーズ事務所が解体的な出直しをするため、経営トップたる代表取締役社長を交代する必要があると言わざるを得ず、ジュリー氏は代表取締役社長を辞任すべきと考える。これにより、ジャニーズ事務所におけるガバナンス不全の最大の原因の一つである同族経営の弊害も防止し得ることとなる。

(2) 取締役会の活性化

ジャニーズ事務所では、現在、取締役会を開催していないが、取締役会が十分な監督機能を発揮できるようにするために、取締役会を定期的に開催して（会社法上は、少なくとも3か月に一回以上開催しなければならない（会社法363条2項参照）が、毎月行うこととするのが通常であろう。）、ジャニー氏の性加害の問題も含めて、ジャニーズ事務所内における様々な問題点を、社外取締役を含む取締役間で適時に共有して適切な対応策を決定できるようにすべきである。

(3) 社外取締役の活用

ジャニー氏の性加害の問題が社会的に大きく取り上げられるようになった後、2023年7月1日付で、中井氏（元環境事務次官）、白井氏（元プロ野球選手・2023年WBC侍ジャパンヘッドコーチ）及び藤井氏（弁護士、第二東京弁護士会のハラスマント相談員・調査委員経験者）が社外取締役に就任している。

社外取締役の役割として、中井氏は、SDGs 等の社会貢献活動の専門家として、今後のCSR活動等を行うこと、白井氏は、コーチングの専門家として、タレントを含む人材教育・成長等を行うこと、藤井氏は、法律の専門家として社内のガバナンス強化、組織・規程作りを行うことがそれぞれ期待されているということである。しかしながら、現在、ジャニーズ事務所においては、取締役会は開催されておらず、社外取締役は、期待されている職務を果たす機会を十分に与えられていない状況である。

ジャニーズ事務所においても、各社外取締役がそれぞれに期待された役割を十分果たすことのできる体制作りをし、各社外取締役が外部者という立場からジャニーズ事務所の業務を適切に監視しつつ意思決定できるようにする必要がある。他方で、社外取締役の最も重要な役割は、経営者に直言することを含め、経営者を適切に監督することである。ジャニーズ事務所では、ジャニー氏体制及びジュリー氏体制の下において、取締役会が全く機能しなかったという反省のもと、社外取締役には、とりわけ、経営陣に対して忖度をすることなく、監督機能を発揮することが強く期待される。

(4) 内部監査室の設置

内部統制システムの有効性を含め、業務の適正性と効率性を確保するために、他の部門から独立した内部監査部門を設置し、内部監査業務に当たらせることを検討すべきである。

(5) 基本的な社内規程の整備

現在、基本的な社内規程（決裁権限規程、取締役会等の会議体の開催に関する規程、コンプライアンス規程等）は存在しないが、これらはガバナンスの基礎になるものであることから、社内規程の整備に努める必要がある。

(6) 内部通報制度の活性化

2023年に新設された内部通報制度には、上記「第4 3 (4) 内部通報制度の不十分さ」で指摘した問題があるので、この問題を解消するための制度改正をすみやかに実行すべきである。

その上で、その利用を活性化させるため、内部通報制度の存在を過去ジャニーズJr. であった方を含め社内外に広く知らしめるとともに、内部通報を行っても不利益を受けることは決してないこと、内部通報に関する内容の秘密は厳重に保護されることにより内部通報が活発に運用されるよう促すとともに、社内においても、今回のような会社の不祥事を早期に発見して解決することはジャニーズ事務所の自浄作用を高め、結果として企業価値の維持・向上につながることを十分に認識した上で、早期の内部通報は推奨されるべきことであることを周知徹底させるべきである。

(7) 相談先の拡充とアドボケイトの配置

ジャニーズJr. が性加害の事実を被害申告できなかつた一因として、ジャニーズJr. が悩み事などを相談できる者が周囲にいなかつたことがあげられてお

り、このようなジャニーズ Jr. が悩み事などを気軽に相談できる者やアドボケイト（権利表明が困難な人に代わり、その権利を代弁・擁護する者）を増やすことが考えられる。

ジャニーズ事務所においては、2023 年に「ホスピタリティールーム」制度をとり入れ、ジャニーズ Jr. と距離が近く、従前からジャニーズ Jr. の相談に乗ってきた、勤務歴の長い社員を「ホスピタリティー担当者」に任命し、ジャニーズ Jr. の相談係（いわば「保健室の先生」）にするという制度を新設した。内部通報制度の活性化とともに、このようにジャニーズ Jr. が気軽に悩み事を相談する者を社内に置くことは極めて有益なことと考えられるので、今後もこのような悩み事を相談できる社員の育成を進めて、「ホスピタリティールーム」制度の拡充を図るべきである。

また、「ジャニーズ Jr. 研修卒業制度」の導入とともに、ジャニーズ事務所が卒業するジャニーズ Jr. を相談係として再雇用することにより、ジャニーズ Jr. が悩み事を相談する担当者を増やすということも考えられる。

7 CCO の設置

上記「4 人権方針の策定と実施」「5 研修の充実」の施策の責任者として CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を設置すべきである。

CCO は、上記「6 ガバナンスの強化」のうち「内部監査室」、「内部通報制度」及び「相談先・アドボケイト」を統括する。

CCO には、経営から独立し、担当する職務に関して取締役会に意見を述べる権限を付与する。

また、CCO には、外部から人権に関する専門家を採用して、これに充てるべきである。

8 メディアとのエンゲージメント（対話）

ジャニーズ事務所は、上記「第 4 4 マスマディアの沈黙」で指摘したようなこれまでのメディアとの関係を、人権デュー・ディリジェンスを通じて相互監視する関係へと再構築するため、すみやかにメディアとのエンゲージメント（対話）を開始すべきである。

指導原則においては、企業は、人権への悪影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するために、人権デュー・ディリジェンスを実施するべき、とされている（指導原則 17）。ジャニー氏は、自己の絶対的な立場を利用して、ジャニーズ事務所に所属する多数のジャニーズ Jr. に対し、長期間かつ広範に性加害を行ってきたものであり、ジャニー氏による一連の性加害は人権侵害の極みであるといえる。ジャニーズ事務所は、テレビ局をはじめとするメディアに対して所属タレントを出演させることによりそのビジネスが成り立っているところ、メディアはその取引関係先において人権侵害が行われていないか十分な精査をする必要があるが、今回のジャニー氏による性加害は文藝春秋との訴訟等により当然にメディアが認識していた内容であり、人権デュー・ディリジェンスの対象となるべき事案であった。そのため、メディアは取引関係の中でその影響力を行使することにより人権侵害を即時にやめさせるべきであったし、また、そうすることができたはずであった。そして、このような極めて悪質な人権侵害が行われた高度の蓋然性を認識しながら、その事実を頑なに否定して何ら適切な対応をしてこな

かつたジャニーズ事務所は、メディアその他の取引先等が適切な人権デュー・ディリジェンスを実施するならば、人権尊重・保護の見地から問題のある企業であるとして取引を断絶され、企業として存亡の危機に立たされることがあってもおかしくない立場にあったものと考えられる。

ジャニーズ事務所としては、まずはすみやかにメディアとのエンゲージメント（対話）を開始して、メディアに対し、二度と同様の性加害の発生を許さないことを宣言し、そのために人権方針を定め、ガバナンス体制も整備して再出発するという強固な決意を明らかにすることによって、今後はメディアとの相互監視、相互牽制によって人権侵害の再発を防止していくとの姿勢を示すことが求められる。

9 再発防止策の実現度のモニタリングとその公表

ジャニーズ事務所が、今回特別チームが提言した再発防止策を実施・実現することにより、ジャニー氏の性加害の問題で失墜した企業としての信頼の回復を図っていくことは当然のことであるが、それにとどまらず、ジャニーズ事務所において、定期的に再発防止策の実施状況をモニタリングし、再発防止策をどれだけ実現できているかを公表すべきである。

第6 結語

ジャニーズ事務所においては、この特別チームの提言を積極的に受け入れ、再発防止策のすべてを実施・実現することによって、今回の件を契機に、「再出発」を果たしていただきたい。

しかし、それがジャニーズ事務所の「再出発」にとどまつていては足りない。性加害も、セクシュアル・ハラスメントも、許されざることであり、人権は何より優先される必要がある。エンターテインメント業界に性加害やセクシュアル・ハラスメントが生じやすい構造が存在しているのであれば、単に一企業体として「再出発」するというだけでなく、ジャニーズ事務所が率先して積極的にエンターテインメント業界全体を変えていくという姿勢で臨んでほしい。

現在、海外でもエンターテインメント業界における性加害やセクシュアル・ハラスメントに関する問題が大きな社会問題となっているが、ジャニーズ事務所には、日本を代表する芸能プロダクションとして、世界でも高いレベルの人権方針を掲げ、自ら先頭に立って日本のエンターテインメント業界を変えていく役割を果たすことを期待するものである。

なお、本特別チームによる調査の過程や本報告書の作成に当たっては、ジャニーズ事務所が調査の独立性と中立性を最大限尊重し、何らの干渉もすることなく、関連資料の提出および事務所関係者へのヒアリング要請に迅速に対応されたことは、ジャニーズ事務所が過去の清算と「再出発」に真摯に臨もうとするとの表れと評価したい。

以上